

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成19年9月

日本マニファクチャリングサービス株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式161,500千円（見込額）の募集及び株式950,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式171,000千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成19年9月20日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

日本マニファクチャリングサービス株式会社

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー11階

本ページ及びこれに続く写真、図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. 沿革

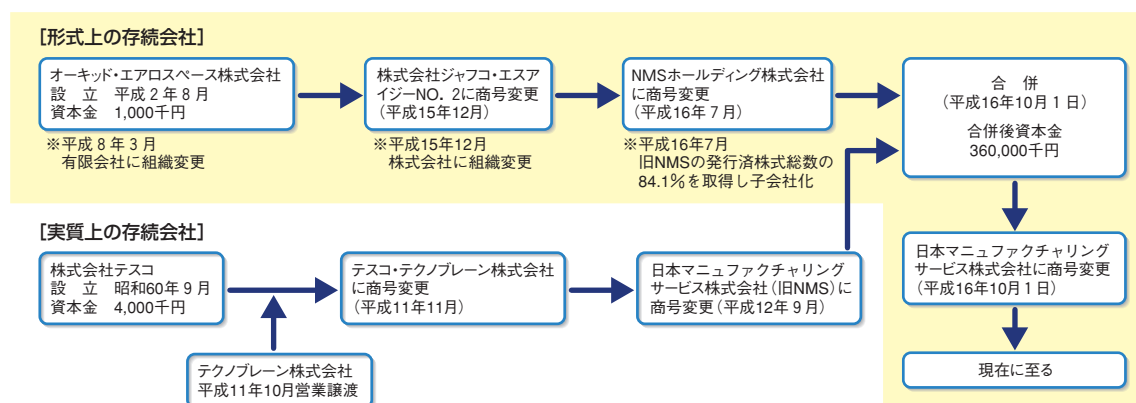


当社（形式上の存続会社）は、平成2年8月に航空機の賃借業を営む会社として、「オーキッド・エアロスペース株式会社」の商号で設立されました。その後、平成8年3月に有限会社に組織変更を行い、平成15年3月以降については営業活動を休止し、平成15年12月に商号を「株式会社ジャフコ・エスアイジー-NO. 2」に変更いたしました。さらに、平成16年7月に商号を「NMSホールディング株式会社」に変更し、当社の実質上の存続会社である当時の「日本マニュファクチャリングサービス株式会社（以下旧NMS）」の株式を発行済株式総数の84.1%取得し、平成16年10月に「NMSホールディング株式会社」の子会社である旧NMSを吸収合併すると共に、商号を「日本マニュファクチャリングサービス株式会社」に変更いたしました。この株式取得や合併は、旧NMSの経営陣が創業者より同社株式を取得する為に行われたMBO（マネジメント・バイアウト）の一環として行われたものであります。合併前の当社は休眠に近い状態にあり、合併時において被合併会社である旧NMSの営業活動を全面的に承継いたしました。

一方、実質上の存続会社である旧NMSは、埼玉県を中心に製造請負業を行うことを目的として、昭和60年9月に「株式会社テスコ」として設立されました。また、平成11年10月には、全国に9拠点の支店を構えるテクノプレーン株式会社のアウトソーシング事業部の営業を継承して大幅な事業の拡大を図っており、取引先である大手メーカー各社の戦略的パートナーとして製造アウトソーシング事業を営んでまいりました。

従いまして、実質上の存続会社は、被合併会社である旧NMSであり、合併前の状態につきましては、特段の記載がない限り、実質上の存続会社である旧NMSについて記載しております。また、事業年度の記載につきましては、実質上の存続会社である旧NMSの期数を承継しております。

当社の設立から現在に至るまでの沿革を図示いたしますと、次のようになります。

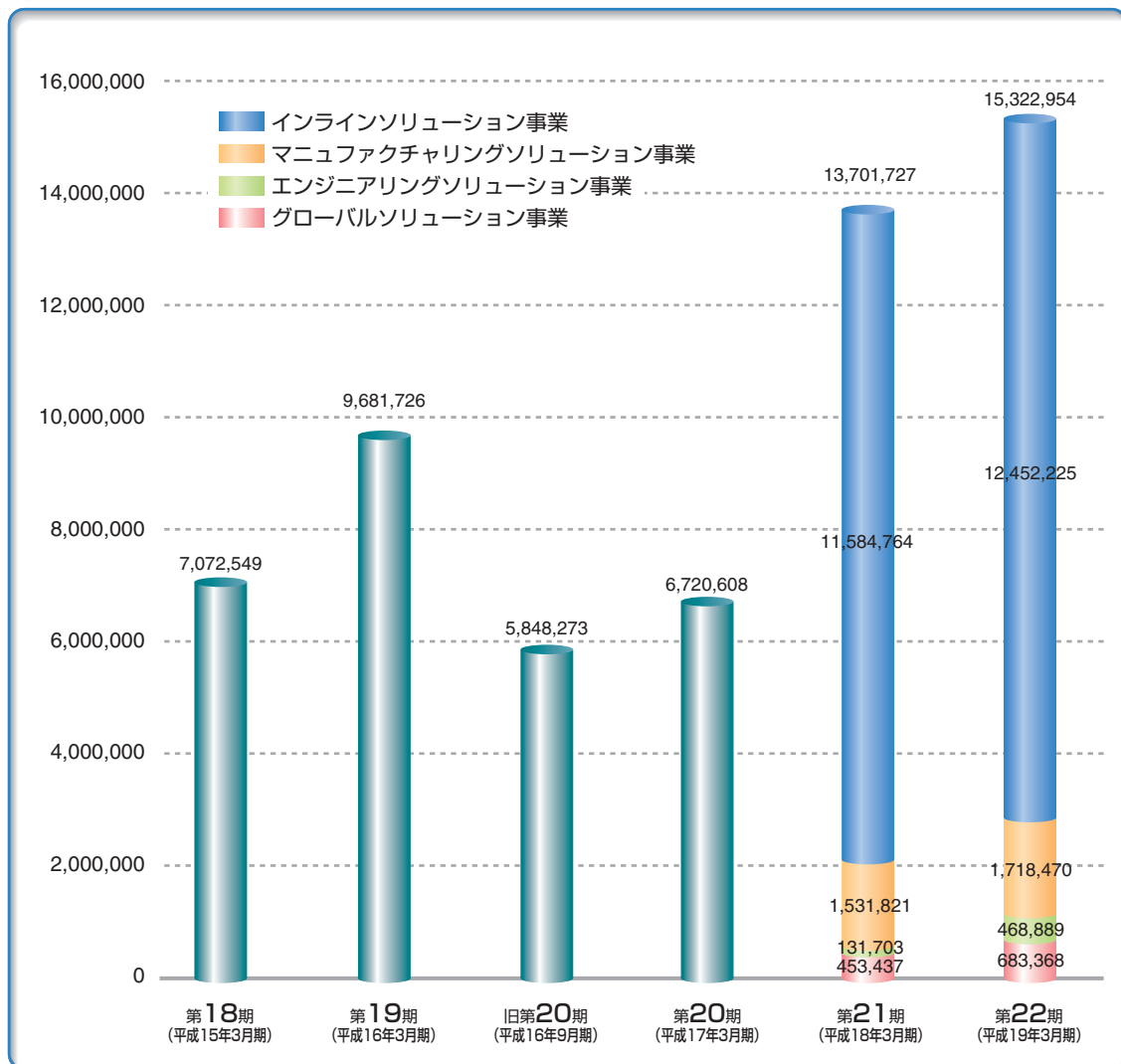


2. 事業の概況

当社は、製造業の戦略的パートナーを標榜し、製造アウトソーシング事業を展開しております。事業コンセプトを「マニファクチャリングサービス」と定義し、製造業のものづくりを「設計・開発、試作・評価、生産・品質管理、検査、修理・CS」と各段階でトータルにサポートしております。

● 売上高構成

(単位：千円)



(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 旧日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成16年4月1日から平成16年9月30日までの会計期間につきましては、旧第20期として記載しております。

3. 業績等の推移

● 主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

回 次	第18期	第19期	旧第20期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成16年9月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高	7,072,549	9,681,726	5,848,273	6,720,608	13,701,727	15,322,954
経常利益	179,788	242,656	105,485	120,108	171,122	427,410
当期純利益又は当期純損失(△)	96,568	137,740	△94,481	41,863	80,401	234,321
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	41,000	41,000	41,000	392,700	430,800	430,800
発行済株式総数 普通株式(株)	820	820	820	15,168	16,438	20,606
A種株式(株)	—	—	—	2,452	2,452	—
純資産額	510,528	633,468	528,987	420,417	577,019	811,340
総資産額	2,134,477	2,603,972	2,745,932	3,160,777	3,572,849	3,937,870
1株当たり純資産額(円)	653,803.26	809,699.77	686,996.46	23,860.25	30,546.27	39,374.00
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	10,000 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	116,192.95	165,896.50	△122,703.30	3,791.61	4,561.53	11,371.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	23.9	24.3	19.3	13.3	16.2	20.6
自己資本利益率(%)	20.8	24.1	—	9.9	16.1	33.8
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向(%)	8.6	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	13,735	311,938
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	45,054	△85,245
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	245,354	△360,000
現金及び現金同等物の期末残高	—	—	—	—	1,455,948	1,322,641
従業員数(人)	2,784	3,356	3,923	4,358	4,348	4,936

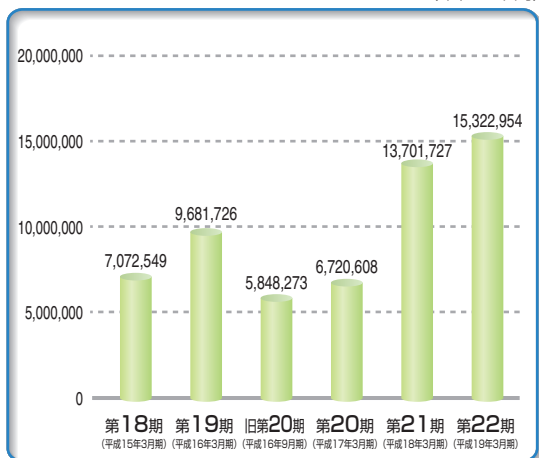
(注) 1. 当社は、子会社である北京日華材創国際技術服务有限公司が非連結子会社であることから、連結財務諸表を作成しておらず、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 平成16年10月1日付をもってMBOを目的とした当社（形式上の存続会社 NMSホールディング株式会社）は、旧日本マニファクチャリングサービス株式会社（実質上の存続会社）と合併しております。従いまして、第18期、第19期及び旧第20期は、旧日本マニファクチャリングサービス株式会社（実質上の存続会社）の状況を、第20期以降については、当社（日本マニファクチャリングサービス株式会社、形式上の存続会社）のNMSホールディング株式会社の状況をそれぞれ記載しております。旧第20期は、平成16年4月1日から平成16年9月30日までの6ヶ月であります。第20期は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの12ヶ月であります。旧日本マニファクチャリングサービス株式会社（実質上の存続会社）の旧第20期の業績は含まれておりません。当社の第20期数値に旧日本マニファクチャリングサービス株式会社の旧第20期数値を単純合算すると以下の数値となります。

回 次	第20期 (合算数値)	第21期
売上高(千円)	12,568,882	13,701,727
経常利益(千円)	225,594	171,122
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△52,618	80,401

- 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 子会社である北京日華材創国際技術服务有限公司が非持分法適用会社であるため、持分法を適用した場合の投資利益については、該当事項はありません。
- 第18期から、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- 第18期、第19期及び旧第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、第20期以降については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 旧第20期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載を省略しております。
- 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
- 従業員数は、就業人員であります。
- 事業年度については、第20期より当社との合併で消滅した旧日本マニファクチャリングサービス株式会社の期数を引き継いでおります。
- 第21期以降の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第18期、第19期、旧第20期及び第20期の財務諸表については監査を受けておりません。
- 旧日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成16年4月1日から平成16年9月30日までの会計期間につきましては、旧第20期として記載しております。
- 当社は、平成18年12月6日付でA種株式1株につき1.7株で普通株式に転換しております。
- 第22期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

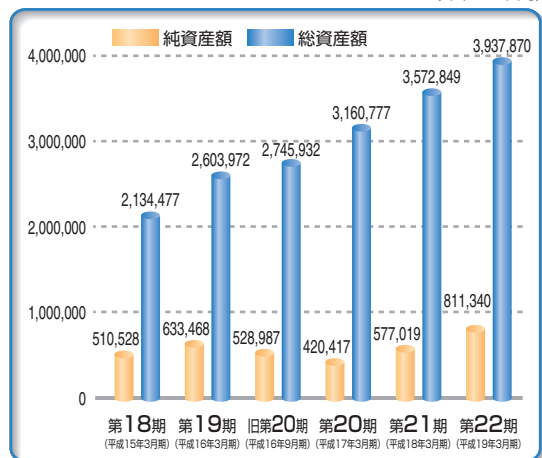
● 売上高

(単位：千円)



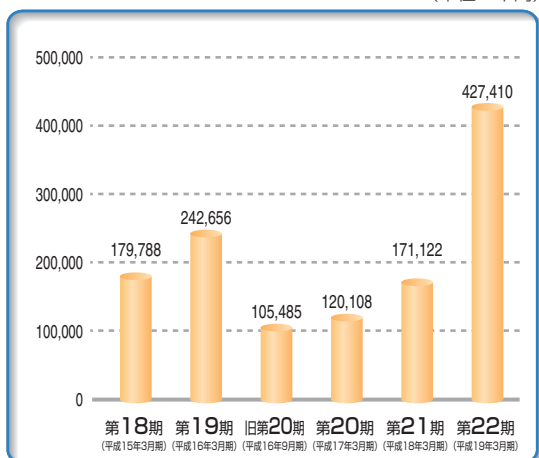
● 純資産額／総資産額

(単位：千円)



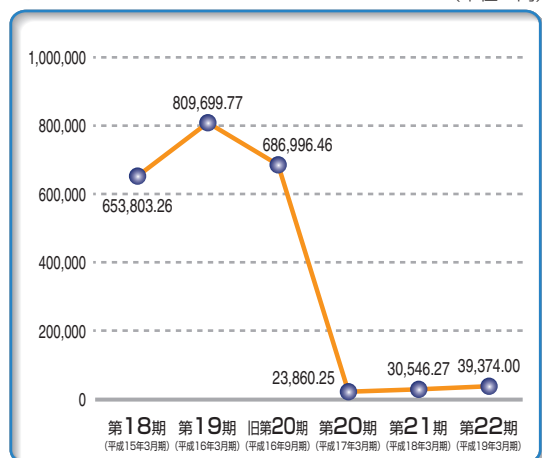
● 経常利益

(単位：千円)



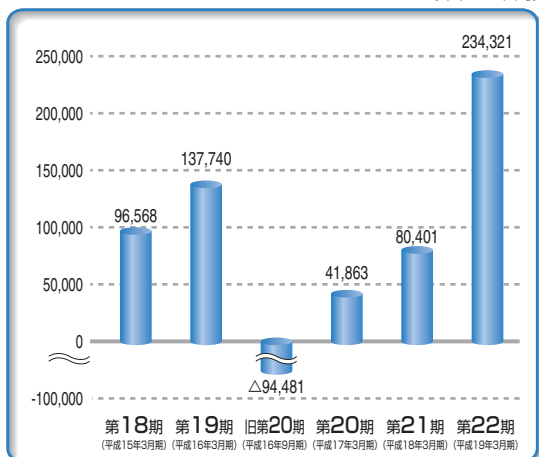
● 1株当たり純資産額

(単位：円)



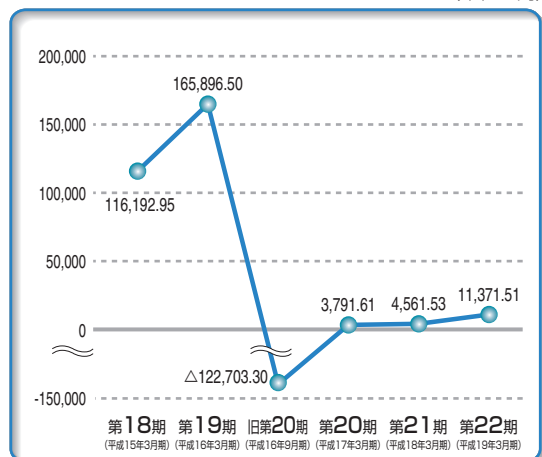
● 当期純利益又は当期純損失(△)

(単位：千円)



● 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)

(単位：円)



(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

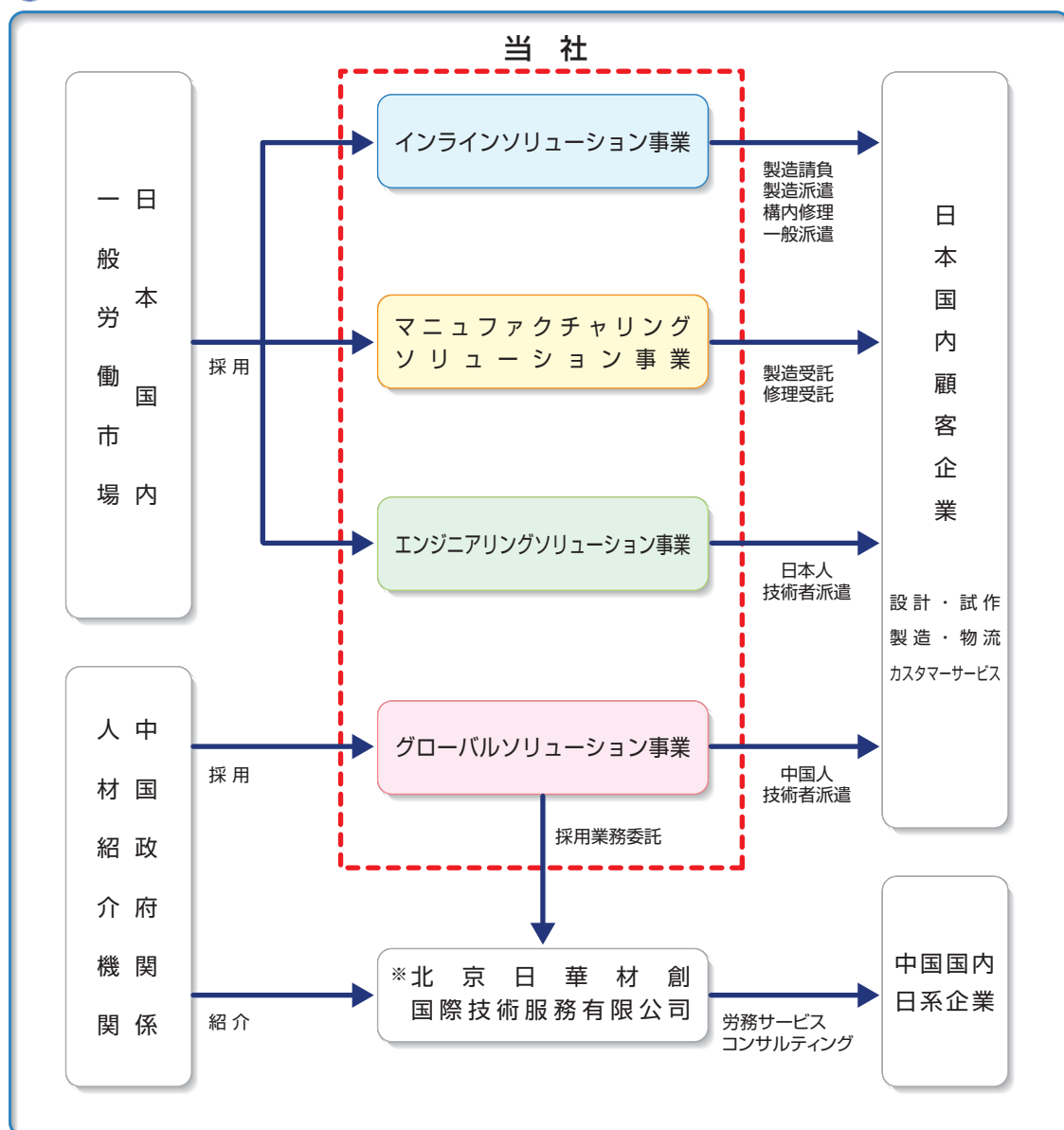
2. 旧日本マニュファクチャリングサービス株式会社の平成16年4月1日から平成16年9月30日までの会計期間につきましては、旧第20期として記載しております。

4. 事業の内容

当社は、製造業の戦略的パートナーを標榜し、製造アウトソーシング事業を展開しております。事業コンセプトを「マニファクチャリングサービス」と定義し、製造業のものづくりを「設計・開発、試作・評価、生産・品質管理、検査、修理・CS」と各段階でトータルにサポートしております。当社は、取引先の生産プロセスに着眼し、製造・修理の分野において取引先の構内で人材の提供と製造ラインの管理を請負う「インラインソリューション事業」、製造・修理の分野において自社テック（自社工場）で受託する「マニファクチャリングソリューション事業」、設計・開発の分野において日本人技術者を派遣する「エンジニアリングソリューション事業」、メーカーの日本または中国でのものづくりに中国人技術者を派遣する「グローバルソリューション事業」の4つの事業を有しております。事業間の相乗効果を発揮しながら取引先にトータルなアウトソーシングソリューションの提供を行っております。また、社内に「人材のSCM（サプライチェーンマネジメント）」を構築し、事業間を越えて人材を活用・育成することで人材の有効活用と、より有能な人材の提供を目指しております。なお、北京日華材創国際技術服務有限公司については、グローバルソリューション事業の中国拠点として活動しております。

以下に、各事業の事業系統図を記載いたします。

● 事業系統図



インラインソリューション事業

インラインソリューション事業は、取引先の製造工程におけるビジネスパートナーとして、「ものづくり」現場に必要なとされる製造請負サービス、製造派遣サービス、構内修理サービス、一般派遣サービスを提供しております。

当社は、当該サービスのうち、特に製造請負サービス、製造派遣サービスに注力しております。製造請負サービスは、半導体検査・電子部品製造などのエレクトロニクス分野、自動車、食品、化粧品など幅広い業種に対して、有能な人材、独自に培った生産管理、品質管理といった製造ノウハウをベースとしたサービスであります。また製造派遣サービスは、単純工程から高技能を要する工程までを対象とするサービスであります。

(提供サービス)

製造請負サービス

製造派遣サービス

構内修理サービス

一般派遣サービス

(業 種)

- エレクトロニクス分野
半導体検査
電子部品製造
- 自動車分野
- 食品分野
- 化粧品分野

など

マニュファクチャリングソリューション事業

マニュファクチャリングソリューション事業は、「テック」による受託型事業です。製品の多品種・少量生産化・製品ライフサイクルの短縮・海外への生産移管などにより発生する取引先の問題を生産ラインの外部的により解決することを目的にマニュファクチャリングソリューション事業を進めております。昨今、外資系EMS（電子機器設計製造受託サービス）が台頭し、日本国内でも大型の工場買収などで進出、拡大しておりました。当社は、そのEMSを参考にしながらも、日本のものづくりに適用できるサービス形態を模索しながら事業展開を進め、従来の製造請負サービスのビジネスモデルを拡張させてまいりました。

更に当社は、デジタル機器分野を中心に、解析・判定・修理という修理技術ノウハウだけでなくテクニカルインフォメーションサービスというコールセンター機能も含めたトータルなアフターサービスノウハウを高め、メーカーが注力している「カスタマーサービス」の分野も受託しております。



岩手テック



宮城テック



千葉テック



さいたまテック

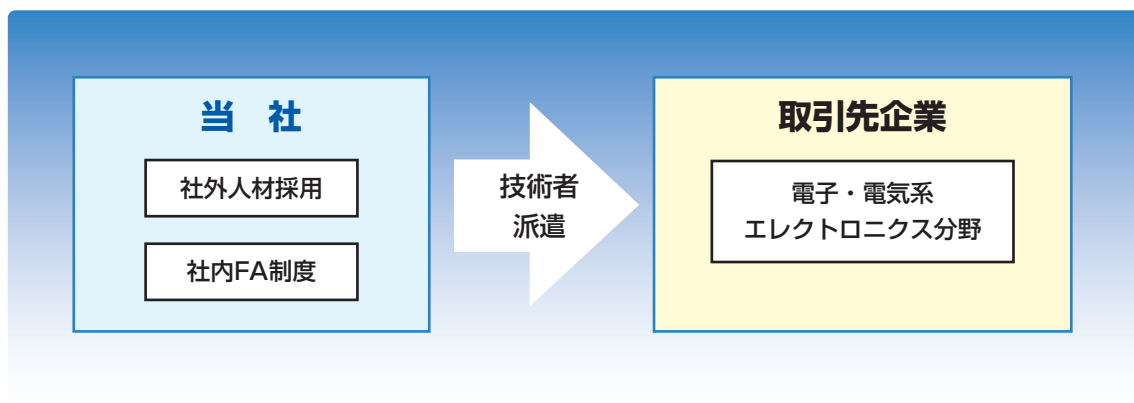


中部テック

製造受託・
修理受託を
提供

エンジニアリングソリューション事業

エンジニアリングソリューション事業は、当社の「マニファクチャリングサービス」の完成を目的に技術開発分野へ進出するための事業として平成17年4月に事業部の立上げをいたしました。この分野では先行している技術者派遣会社や受託開発会社が多いため、当社では旧来培ってきた製造分野と技術分野との中間点に位置する「試作・評価」や「生産技術」の分野に特化し、主に電子・電気系やエレクトロニクス分野において技術者派遣サービスを提供しております。一方で「設計・開発」の業務分野へはプロジェクトマネージャークラスの技術者と試作・評価において経験を積んだ技術者をチームとした派遣サービスも提供しております。この事業分野は、インラインソリューション事業やマニファクチャリングソリューション事業で経験と技術を持った人材が次のステップとして活躍できる分野でもあり、技術者の採用が困難な状況において、「社内FA制度（社内技術者公募制度）」を構築し事業間で人材の活用を有機的に行うことで人材育成機会としても事業の相乗効果が期待できる事業であります。



グローバルソリューション事業

当社は、「技術者不足」、「中国での人材活用」という2つの課題を双方同時に解決できる事業として「中国人技術者派遣」のサービスを提供しております。このサービスは、中国の理工系大学や政府系紹介機関より技術者を当社が採用し、当社の社員として日本に入学した後に数年間は取引先に派遣します。その後は、取引先の現地法人社員として転籍や、そのまま取引先社員として日本企業に転籍、派遣社員として中国現地法人へ派遣先を変更するなど様々な取引先のニーズに合ったサービスを提供しております。

また、当社は独自の教育プログラムメニュー（日本語教育プログラム・日中の異文化教育プログラムなど）を開発し、これらを通じて、より取引先のニーズに合った中国人技術者の育成を目指しております。一方で取引先にも異文化教育プログラムを実施するなど、双方向の教育プログラムサービスを提供しております。

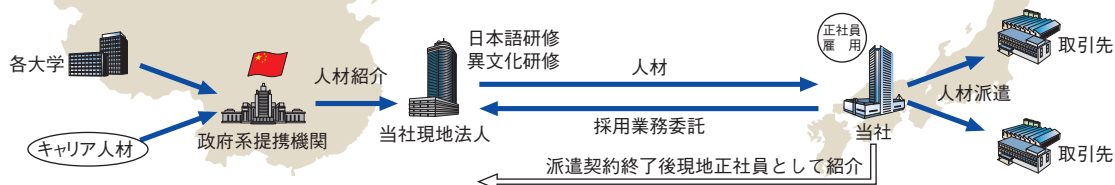
当社中国拠点においては、平成16年7月に当社が100%出資をする子会社として「北京日華材創国際技術服務有限公司」を設立し、平成16年10月に外資100%出資会社としては世界に先駆けて「労務サービス」の営業許可を受け、日本のメーカーが中国市場に進出した際に必要となる中国人材に関してのサービスを提供する体制を整えております。

生産士プログラム

日本のものづくりの基礎知識をもった中国人材を育成。中国でのプログラム展開に関して北京五同教育培訓中心と契約を締結。

NMS 2年間プログラム

提携大学において選抜した大学3年生を対象に日本語教育を2年間受講。日本で通用する語学レベルを有する技術者に育成。



目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
第3 募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	17
第2 事業の状況	18
1. 業績等の概要	18
2. 生産、受注及び販売の状況	19
3. 対処すべき課題	20
4. 事業等のリスク	21
5. 経営上の重要な契約等	24
6. 研究開発活動	24
7. 財政状態及び経営成績の分析	25
第3 設備の状況	28
1. 設備投資等の概要	28
2. 主要な設備の状況	28
3. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1. 株式等の状況	29
2. 自己株式の取得等の状況	42
3. 配当政策	42
4. 株価の推移	42
5. 役員の状況	43
6. コーポレート・ガバナンスの状況	45

第5	経理の状況	48
	財務諸表等	49
	(1) 財務諸表	49
	(2) 主な資産及び負債の内容	70
	(3) その他	72
第6	提出会社の株式事務の概要	73
第7	提出会社の参考情報	74
	1. 提出会社の親会社等の情報	74
	2. その他の参考情報	74
第四部	株式公開情報	75
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	75
第2	第三者割当等の概況	78
	1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	78
	2. 取得者の概況	81
	3. 取得者の株式等の移動状況	102
第3	株主の状況	103
	[監査報告書]	106

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月20日
【会社名】	日本マニュファクチャリングサービス株式会社
【英訳名】	Nippon Manufacturing Service Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小野 文明
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー11階
【電話番号】	03-5333-1711（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員コーポレート本部長 末廣 紀彦
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー11階
【電話番号】	03-5333-1711（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員コーポレート本部長 末廣 紀彦
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 161,500,000円 売出金額 （引受人の買取引受けによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 950,000,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 171,000,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 （会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額 は、有価証券届出書提出時における見込額でありま す。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数（株）
普通株式	1,000（注） 2.

（注） 1. 平成19年 9 月20日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成19年10月 5 日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2【募集の方法】

平成19年10月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成19年10月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	1,000	161,500,000	88,350,000
計（総発行株式）	1,000	161,500,000	88,350,000

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成19年9月20日開催の取締役会決議に基づき、平成19年10月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（190,000円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は190,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	1	自 平成19年10月17日(水) 至 平成19年10月22日(月)	未定 (注) 4.	平成19年10月24日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成19年10月5日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成19年10月16日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成19年10月5日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成19年10月16日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成19年9月20日開催の取締役会において、平成19年10月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株券受渡期日は、平成19年10月25日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株券等に関する業務規程」第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成19年10月9日から平成19年10月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準で定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区神南一丁目23番10号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成19年10月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	1,000	—

(注) 1. 引受株式数及び引受の条件は、平成19年10月5日(金)開催予定の取締役会において決定する予定であり、引受株式数については変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成19年10月16日)に元引受契約を締結する予定であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
176,700,000	8,000,000	168,700,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（190,000円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額168,700千円については、60,000千円を岩手テック内のSMT（基板表面実装）ライン増設資金に、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成19年10月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	5,000	950,000,000	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 株式会社ジャフコ内 ジャフコバイアウト2号投資事業有限責任組合 4,800株 PO BOX 309GT UGLAND HOUSE SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS JAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership(Cayman)L.P. 200株
計(総売出株式)	—	5,000	950,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、上場前公募等規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（190,000円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
6. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受 付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成19年 10月17日(水) 至 平成19年 10月22日(月)	1	未定 (注) 2.	引受人 の本支 店及び 営業所	東京都中央区日本橋一丁目9 番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目 4番1号 三菱UFJ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町7番 12号 SMB Cフレンド証券株式会 社 大阪府大阪市北区梅田一丁目 3番1-400号 高木証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一 丁目13番16号 みずほインベスターズ証券株 式会社 東京都中央区日本橋一丁目17 番6号 岡三証券株式会社 大阪府大阪市中央区北浜一丁 目6番10号 コスモ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番 1号 SBIイー・トレード証券株 式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 11番1号 マネックス証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成19年10月16日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 引受人は、上記引受株式数のうち、100株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する方針であります。
6. 株券受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場（売買開始）日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
8. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	900	171,000,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 900株
計（総売出株式）	—	900	171,000,000	—

- （注）1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエオープンとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（190,000円）で算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1.	自 平成19年 10月17日(水) 至 平成19年 10月22日(月)	1	未定 (注) 1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株券受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株券受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場（売買開始）日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2)ブックビルディング方式」の（注）8.に記載した販売方針と同様であります。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 株式会社ジャスダック証券取引所への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式株券について、野村證券株式会社を主幹事証券会社（以下「主幹事会社」という。）として、株式会社ジャスダック証券取引所への上場を予定しております。

2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのため、主幹事会社が当社株主であるジャフコバイアウト2号投資事業有限責任組合及びJAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership(Cayman)L.P.（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、900株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエオプション」という。）を、平成19年11月21日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成19年10月25日から平成19年11月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であり、当社株主であるジャフコバイアウト2号投資事業有限責任組合及びJAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership(Cayman)L.P.並びに当社株主である小野文明、福本英久及び末廣紀彦は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）から180日目の平成20年4月21日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の2倍以上であって、取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

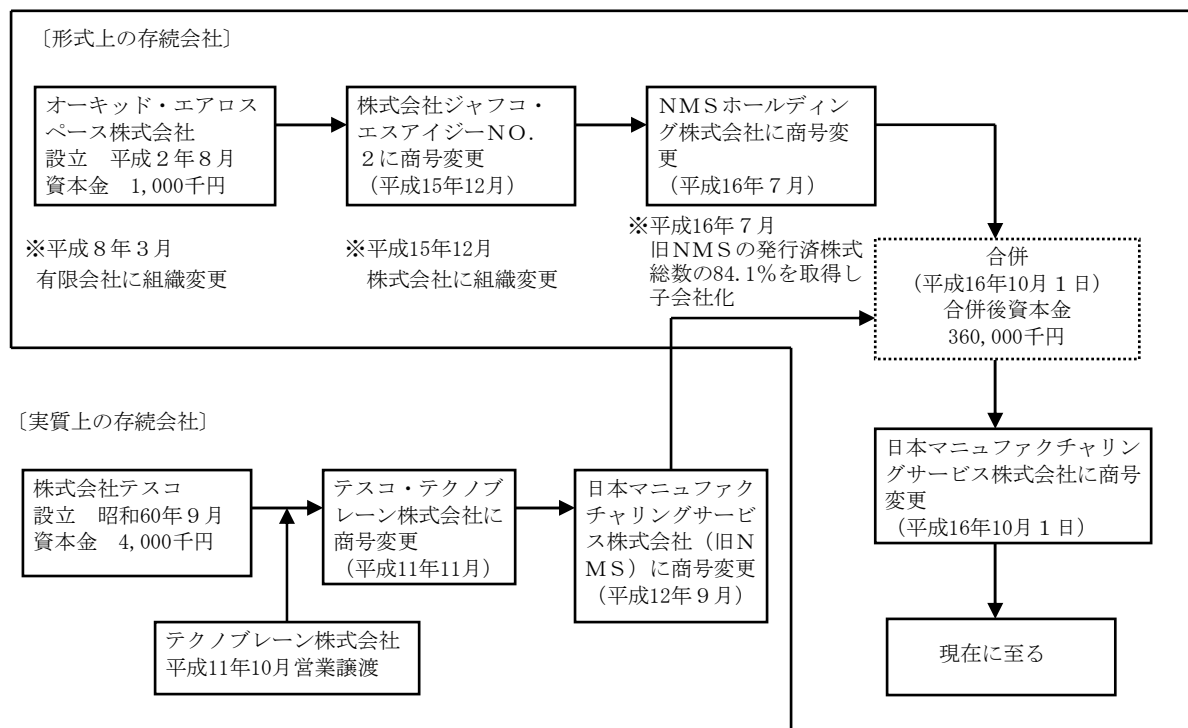
(はじめに)

当社（形式上の存続会社）は、平成2年8月に航空機の賃借業を営む会社として、「オーキッド・エアロスペース株式会社」の商号で設立されました。その後、平成8年3月に有限会社に組織変更を行い、平成15年3月以降については営業活動を休止し、平成15年12月に商号を「株式会社ジャフコ・エスアイジーNO. 2」に変更いたしました。さらに、平成16年7月に商号を「NMSホールディング株式会社」に変更し、当社の実質上の存続会社である当時の「日本マニファクチャリングサービス株式会社（以下旧NMS）」の株式を発行済株式総数の84.1%取得し、平成16年10月に「NMSホールディング株式会社」の子会社である旧NMSを吸収合併すると共に、商号を「日本マニファクチャリングサービス株式会社」に変更いたしました。この株式取得や合併は、旧NMSの経営陣が創業者より同社株式を取得する為に行われたMBO（マネジメント・バイアウト）の一環として行われたものであります。合併前の当社は休眠に近い状態にあり、合併時において被合併会社である旧NMSの営業活動を全面的に承継いたしました。

一方、実質上の存続会社である旧NMSは、埼玉県を中心に製造請負業を行うことを目的として、昭和60年9月に「株式会社テスコ」として設立されました。また、平成11年10月には、全国に9拠点の支店を構えるテクノブレーン株式会社のアウトソーシング事業部の営業を継承して大幅な事業の拡大を図っており、取引先である大手メーカー各社の戦略的パートナーとして製造アウトソーシング事業を営んでまいりました。

従いまして、実質上の存続会社は、被合併会社である旧NMSであり、合併前の状態につきましては、特段の記載がない限り、実質上の存続会社である旧NMSについて記載しております。また、事業年度の記載につきましては、実質上の存続会社である旧NMSの期数を承継しております。

当社の設立から現在に至るまでの沿革を図示いたしますと、次のようになります。



1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	旧第20期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成15年 3 月	平成16年 3 月	平成16年 9 月	平成17年 3 月	平成18年 3 月	平成19年 3 月
売上高 (千円)	7, 072, 549	9, 681, 726	5, 848, 273	6, 720, 608	13, 701, 727	15, 322, 954
経常利益 (千円)	179, 788	242, 656	105, 485	120, 108	171, 122	427, 410
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	96, 568	137, 740	△94, 481	41, 863	80, 401	234, 321
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	41, 000	41, 000	41, 000	392, 700	430, 800	430, 800
発行済株式総数 普通株式 (株) A種株式 (株)	820 —	820 —	820 —	15, 168 2, 452	16, 438 2, 452	20, 606 —
純資産額 (千円)	510, 528	633, 468	528, 987	420, 417	577, 019	811, 340
総資産額 (千円)	2, 134, 477	2, 603, 972	2, 745, 932	3, 160, 777	3, 572, 849	3, 937, 870
1 株当たり純資産額 (円)	653, 803. 26	809, 699. 77	686, 996. 46	23, 860. 25	30, 546. 27	39, 374. 00
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	10, 000 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益又は 当期純損失 (△) (円)	116, 192. 95	165, 896. 50	△122, 703. 30	3, 791. 61	4, 561. 53	11, 371. 51
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23. 9	24. 3	19. 3	13. 3	16. 2	20. 6
自己資本利益率 (%)	20. 8	24. 1	—	9. 9	16. 1	33. 8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	8. 6	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	—	—	—	—	13, 735	311, 938
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	—	—	—	—	45, 054	△85, 245
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	—	—	—	—	245, 354	△360, 000
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	—	—	—	—	1, 455, 948	1, 322, 641
従業員数 (人)	2, 784	3, 356	3, 923	4, 358	4, 348	4, 936

(注) 1 当社は、子会社である北京日華材創国際技術服務有限公司が非連結子会社であることから、連結財務諸表を作成しておらず、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 2 平成16年10月1日付をもってMBOを目的とした当社（形式上の存続会社 NMSホールディング株式会社）は、旧日本マニファクチャリングサービス株式会社（実質上の存続会社）と合併しております。従いまして、第18期、第19期及び旧第20期は、旧日本マニファクチャリングサービス株式会社（実質上の存続会社）の状況を、第20期以降については、当社（日本マニファクチャリングサービス株式会社、形式上の存続会社のNMSホールディング株式会社）の状況をそれぞれ記載しております。旧第20期は、平成16年4月1日から平成16年9月30日までの6ヶ月であります。第20期は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの12ヶ月であります。旧日本マニファクチャリングサービス株式会社（実質上の存続会社）の旧第20期の業績は含まれておりません。当社の第20期数値に旧日本マニファクチャリングサービス株式会社の旧第20期数値を単純合算すると以下の数値となります。

回次	第20期（合算数値）	第21期
売上高（千円）	12,568,882	13,701,727
経常利益（千円）	225,594	171,122
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△52,618	80,401

- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 4 子会社である北京日華材創国際技術服務有限公司が非持分法適用会社であるため、持分法を適用した場合の投資利益については、該当事項はありません。
- 5 第18期から、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
- 6 第18期、第19期及び旧第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、第20期以降については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 7 旧第20期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載を省略しております。
- 8 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
- 9 従業員数は、就業人員であります。
- 10 事業年度については、第20期より当社との合併で消滅した旧日本マニファクチャリングサービス株式会社の期数を引き継いでおります。
- 11 第21期以降の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第18期、第19期、旧第20期及び第20期の財務諸表については監査を受けておりません。
- 12 旧日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成16年4月1日から平成16年9月30日までの会計期間につきましては、旧第20期として記載しております。
- 13 当社は、平成18年12月6日付でA種株式1株につき1.7株で普通株式に転換しております。
- 14 第22期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

2【沿革】

「はじめに」に記載したとおり、当社（形式上の存続会社）は、平成2年8月に航空機の賃借業を営む会社として、「オーキッド・エアロスペース株式会社」の商号で設立されました。その後、平成8年3月に有限会社に組織変更を行い、平成15年3月以降については営業活動を休止し、平成15年12月に商号を「株式会社ジャフコ・エスアイジーNO. 2」に変更いたしました。さらに、平成16年7月に商号を「NMSホールディング株式会社」に変更し、当社の実質上の存続会社である当時の「日本マニファクチャリングサービス株式会社（以下旧NMS）」の株式を発行済株式総数の84.1%取得し、平成16年10月に「NMSホールディング株式会社」の子会社である旧NMSを吸収合併すると共に、商号を「日本マニファクチャリングサービス株式会社」に変更し、現在に至っております。

（形式上の存続会社のMBOまでの沿革）

年月	変遷の内容
平成2年8月	東京都港区に資本金1,000千円にてオーキッド・エアロスペース株式会社を設立し、航空機のリース業を行う
平成8年3月	株式会社から有限会社に組織変更
平成15年3月	営業を休止し休眠会社となる
平成15年12月	株式会社に組織を変更、商号を株式会社ジャフコ・エスアイジーNO. 2に変更
平成16年7月	NMSホールディング株式会社に商号変更
	実質上の存続会社である日本マニファクチャリングサービス株式会社の経営陣による同社のMBOの一環として、同社の発行済株式総数の84.1%取得、子会社化
平成16年10月	子会社である旧NMSを吸収合併、商号を日本マニファクチャリングサービス株式会社に變更、MBOを完了

（実質上の存続会社のMBOまでの沿革）

年月	変遷の内容
昭和60年9月	埼玉県上尾市に資本金4,000千円にて株式会社テスコを設立
昭和62年11月	埼玉県大宮市桜木町に本店を移転
平成2年8月	栃木県小山市に小山営業所（現 小山支店）を第1号の営業拠点として開設
平成7年11月	商号をテスコ株式会社に変更 埼玉県大宮市宮原町へ移転
平成10年9月	株式会社ヘリオスを吸収合併
平成11年9月	東京都渋谷区に本社を移転
平成11年10月	テクノブレイン株式会社アウトソーシング事業部の営業権を譲受（第1号の工場である佐原工場（現 千葉テック）を含む9拠点）
平成11年11月	商号をテスコ・テクノブレイン株式会社に変更
平成12年9月	商号を日本マニファクチャリングサービス株式会社に変更
平成15年4月	中華人民共和国北京市に北京オフィスを開設
平成16年7月	中華人民共和国・北京に現地法人設立：北京日華材創国際技術服務有限公司
平成16年10月	NMSホールディング株式会社が当社の株式を取得し、合併と同時に日本マニファクチャリングサービス株式会社に商号変更し、MBO完了

（MBO実施後の当社の沿革）

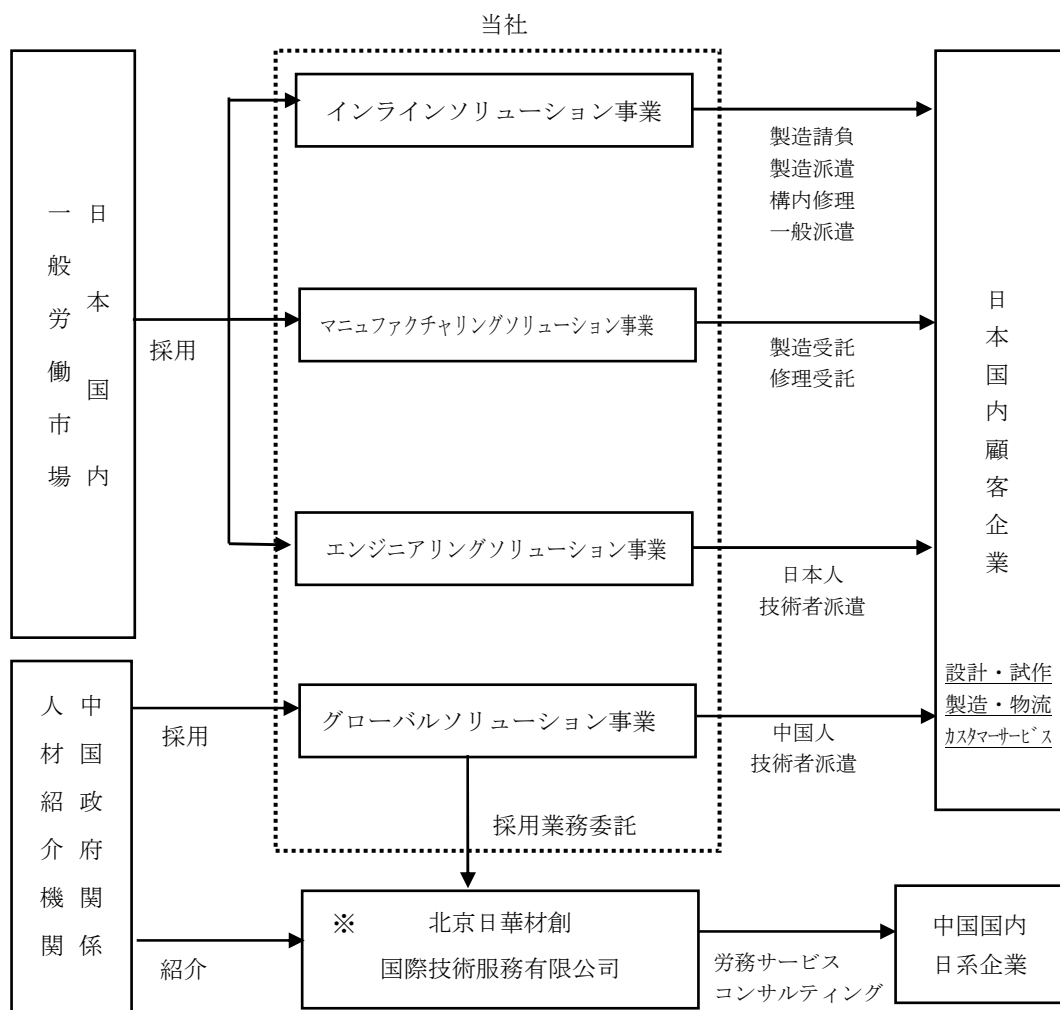
年月	事項
平成16年10月	形式上の存続会社であるNMSホールディング株式会社に吸収合併され、NMSホールディング株式会社の商号を日本マニファクチャリングサービス株式会社（本店所在地 東京都新宿区）に変更（MBO完了）

3【事業の内容】

当社は、製造業の戦略的パートナーを標榜し、製造アウトソーシング事業を展開しております。事業コンセプトを「マニファクチャリングサービス」と定義し、製造業のものづくりを「設計・開発、試作・評価、生産・品質管理、検査、修理・CS」と各段階でトータルにサポートしております。当社は、取引先の生産プロセスに着眼し、製造・修理の分野において取引先の構内で人材の提供と製造ラインの管理を請負う「インラインソリューション事業」、製造・修理の分野において自社テック（自社工場）で受託する「マニファクチャリングソリューション事業」、設計・開発の分野において日本人技術者を派遣する「エンジニアリングソリューション事業」、メーカーの日本または中国でのものづくりに中国人技術者を派遣する「グローバルソリューション事業」の4つの事業を有しております。事業間の相乗効果を発揮しながら取引先にトータルなアウトソーシングソリューションの提供を行っております。また、社内に「人材のSCM(サプライチェーンマネジメント)」を構築し、事業間を越えて人材を活用・育成することで人材の有効活用と、より有能な人材の提供を目指しております。なお、北京日華材創国際技術服务有限公司については、グローバルソリューション事業の中国拠点として活動しております。

以下に、各事業の事業系統図を記載いたします。

[事業系統図]



※北京日華材創国際技術服务有限公司は、当社子会社ではありますが、非連結子会社且つ非持分法適用会社であります。

(1) インラインソリューション事業

インラインソリューション事業は、取引先の製造工程におけるビジネスパートナーとして、「ものづくり」現場に必要とされる製造請負サービス、製造派遣サービス、構内修理サービス、一般派遣サービスを提供しております。

当社は、当該サービスのうち、特に製造請負サービス、製造派遣サービスに注力しております。製造請負サービスは、半導体検査・電子部品製造などのエレクトロニクス分野、自動車、食品、化粧品など幅広い業種に対して、有能な人材、独自に培った生産管理、品質管理といった製造ノウハウをベースとしたサービスであります。また製造派遣サービスは、単純工程から高技能を要する工程までを対象とするサービスであります。

(提供サービス)

- ・製造請負サービス
- ・製造派遣サービス
- ・構内修理サービス
- ・一般派遣サービス

(2) マニファクチャリングソリューション事業

マニファクチャリングソリューション事業は、「テック」による受託型事業です。製品の多品種・少量生産化・製品ライフサイクルの短縮・海外への生産移管などにより発生する取引先の問題を生産ラインの外部化により解決することを目的にマニファクチャリングソリューション事業を進めております。昨今、外資系EMS（電子機器設計製造受託サービス）が台頭し、日本国内でも大型の工場買収などで進出、拡大しておりました。当社は、そのEMSを参考にしながらも、日本のものづくりに適用できるサービス形態を模索しながら事業展開を進め、従来の製造請負サービスのビジネスモデルを拡張させてまいりました。

更に当社は、デジタル機器分野を中心に、解析・判定・修理という修理技術ノウハウだけでなくテクニカルインフォメーションサービスというコールセンター機能も含めたトータルなアフターサービスノウハウを高め、メーカーが注力している「カスタマーサービス」の分野も受託しております。

(提供サービス)

- ・製造受託サービス
- ・修理受託サービス

(3) エンジニアリングソリューション事業

エンジニアリングソリューション事業は、当社の「マニファクチャリングサービス」の完成を目的に技術開発分野へ進出するための事業として平成17年4月に事業部の立上げをいたしました。この分野では先行している技術者派遣会社や受託開発会社が多いため、当社では旧来培ってきた製造分野と技術分野との中間点に位置する「試作・評価」や「生産技術」の分野に特化し、主に電子・電気系やエレクトロニクス分野において技術者派遣サービスを提供しております。一方で「設計・開発」の業務分野へはプロジェクトマネージャークラスの技術者と試作・評価において経験を積んだ技術者をチームとした派遣サービスも提供しております。この事業分野は、インラインソリューション事業やマニファクチャリングソリューション事業で経験と技術を持った人材が次のステップとして活躍できる分野でもあり、技術者の採用が困難な状況において、「社内FA制度（社内技術者公募制度）」を構築し事業間で人材の活用を有機的に行うことで人材育成機会としても事業の相乗効果が期待できる事業であります。

(提供サービス)

- ・日本人技術者派遣サービス

(4) グローバルソリューション事業

当社は、「技術者不足」、「中国での人材活用」という2つの課題を双方同時に解決できる事業として「中国人技術者派遣」のサービスを提供しております。このサービスは、中国の理工系大学や政府系紹介機関より技術者を当社が採用し、当社の社員として日本に入国した後に数年間は取引先に派遣します。その後は、取引先の現地法人社員として転籍や、そのまま取引先社員として日本企業に転籍、派遣社員として中国現地法人へ派遣先を変更するなど様々な取引先のニーズに合ったサービスを提供しております。

また、当社は独自の教育プログラムメニュー（日本語教育プログラム・日中の異文化教育プログラムなど）を開発し、これらを通じて、より取引先のニーズに合った中国人技術者の育成を目指しております。一方で取引先にも異文化教育プログラムを実施するなど、双方向の教育プログラムサービスを提供しております。

当社中国拠点においては、平成16年7月に当社が100%出資をする子会社として「北京日華材創国際技術服務有限公司」を設立し、平成16年10月に外資100%出資会社としては世界に先駆けて「労務サービス」の営業許可を受け、日本のメーカーが中国市場に進出した際に必要となる中国人材に関してのサービスを提供する体制を整えております。また中国人技術者確保策として、日本の産業能率大学と共同で「生産士プログラム」を開発し、当社独自では「NMS 2年間プログラム」を開発いたしました。「生産士プログラム」では、日本のものづくりの基礎知識をもった中国人人材を育成し、中国でのプログラム展開に関して北京五同教育培训中心と契約を締結しております。「NMS 2年間プログラム」では、提携大学において選抜した大学3年生を対象に日本語教育を2年間受講させ、日本で通用する語学レベルを有する技術者に育成いたします。「生産士プログラム」及び「NMS 2年間プログラム」を受講した学生を、当社もしくは北京日華材創国際技術服務有限公司を通じて中国国内での活用及び日本国内企業に派遣いたします。

（提供サービス）

- ・中国人技術者派遣サービス

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年8月31日現在

	従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
一般社員	223	36.7	2.9	4,633
現場社員	4,603	31.9	1.8	2,744
合計又は平均	4,826	32.1	1.8	2,918

- （注） 1 従業員数は就業人員であります。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 一般社員は販管部門、現場社員は原価部門の社員を記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰による原材料の値上がり、日本銀行のゼロ金利政策解除による金利上昇懸念等、不安要素があったものの、国内企業の収益改善や、民間設備投資の増加に個人消費の緩やかな拡大が加わり、総じて堅調な足取りで推移いたしました。

当業界におきましては、デジタル家電の普及等、半導体・液晶をはじめエレクトロニクス関連メーカーの増収基調に乗り、各社とも順調な業績を維持しております。一方で各種メディアにて報道される「偽装請負」等、遵法を欠く企業が指弾を受ける状況も生まれており、業界環境も変化の兆しを見せております。

このような状況のもとで当社は「マニファクチャリングサービス」という事業戦略コンセプトのもと、中期経営計画に定めたとおり、既存の主力事業であるインラインソリューション事業の事業体質の改善と新規事業であるマニファクチャリングソリューション事業、エンジニアリングソリューション事業、グローバルソリューション事業の事業成長に努めてまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高15,322百万円（前年同期比11.8%増）、営業利益423百万円（同128.4%増）、経常利益427百万円（同149.8%増）、当期純利益234百万円（同191.4%増）と増収増益となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

インラインソリューション事業におきましては、前期から継続的に講じてきた施策が奏効し、請求単価の改善、競合市場の取り込み等が成功したことが好要因となりました。また、「偽装請負」報道により、業界各社のコンプライアンス体制が問われる中、遵法な請負化へ向けた提案活動が売上拡大に寄与することもありました。この結果、売上高は12,452百万円（同7.5%増）となりました。

マニファクチャリングソリューション事業におきましては、期初に受託案件のコストダウン要請による単価ダウンや市況の変化によりリペア関連の修理台数が急激に減少したことがあり苦戦をしましたが、前期までに上げた3つのテックの収益性が回復したことや半導体分野での新規事業の取り込みが8月に開始されたことや新しい修理業務の受注が確定したことで下期に大きな成長を達成することとなりました。この結果、売上高は1,718百万円（同12.2%増）となりました。

エンジニアリングソリューション事業におきましては、4月に22名を採用する等、事業規模は大きくなったものの、派遣開始時期に遅れが生じ、稼働率の落ち込みが損益悪化の要因となりました。このような状況ではありましたが、売上高は468百万円（同256.0%増）となりました。

グローバルソリューション事業におきましては、前年度下期に派遣開始が集中した中国人新卒者（中国では大学生は7月に卒業し、ビザ申請や教育に2～3ヶ月要する）が寄与し事業拡大を果たしましたが、当事業年度の前半で計画していたキャリア派遣の受注が進まなかったことから苦戦を強いられました。このような状況ではありましたが、売上高は683百万円（同50.7%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前期比133百万円減少し、1,322百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、311百万円の収入となり、前期比298百万円の収入増となりました。これは主に売上債権が401百万円の増加となりましたが、税引前当期純利益が424百万円、未払費用の増加が145百万円となったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、85百万円の支出となり、前期比130百万円の支出増となりました。これは主に有形・無形固定資産の支出が51百万円となったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、360百万円の支出となり、前期比605百万円の収入減となりました。これは長短借入金の返済220百万円、社債の償還140百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社は、製造アウトソーシング事業を主な事業として営んでおります。その大部分は、請負業務・派遣業務であり、生産実績及び受注実績の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	当事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	
	販売高（千円）	前年同期比（％）
インラインソリューション事業	12,452,225	107.5
マニファクチャリングソリューション事業	1,718,470	112.2
エンジニアリングソリューション事業	468,889	356.0
グローバルソリューション事業	683,368	150.7
合計	15,322,954	111.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社の対処すべき課題としては、「現場社員の安定確保」、「当業界に対する各種報道への的確な対応」、「マニファクチャリングソリューション事業拡大に向けた自社工場（テック）の拡充」、「事業間シナジー発揮のための戦略的人材育成」の4点と認識しております。

(1) 現場社員の安定確保

当事業年度は、堅調な市場拡大にありながらも、現場社員の確保が近年になく困難な状況が続きました。当該状況は、当社だけの傾向ではなく、人材ビジネス業界共通の問題であり、人材の確保は同業間においても熾烈な競争となっています。当社としては、募集計画の見直しを踏まえ、新卒採用の強化を行い、安定的な人材確保策を講じてまいります。今後の重要施策としては、獲得・確保を前提としながらも、人材の「定着」策の強化に注力していきます。そのために、福利厚生制度、人事制度、教育研修制度等を社内外の意見を取り入れ検討し、一度確保した人材がより長く定着する企業風土づくりを行ってまいります。

(2) 当業界に対する各種報道への的確な対応

当社は、業界を取り巻く環境等、外部環境変化への的確な対応が求められております。具体的には、当業界の問題として頻繁に報道されている「偽装請負」に関する当社としての対応スタンスを明確にしていく必要があります。当社は、今後も各種法令に則り、遵法に事業運営を進めてまいります。一方で事業実態にそぐわない規制の緩和、若しくは当業界のイメージを傷つけるような違法業者の排除等について、業界団体を通じて官公庁、経済界へ訴えてまいりたいと考えております。

(3) マニファクチャリングソリューション事業拡大に向けた自社工場（テック）の拡充

当社は、前述の採用難、適正請負化要請といった課題への対処方法にも繋がる施策として、自社工場（テック）を拡充してまいります。当該施設を拡充することは、同業他社との差別的優位性を有するマニファクチャリングソリューション事業をより拡大していくことにもなり、当社の発展に寄与するものと考えております。

具体的には、既存業務として受託しているデジタル製品の修理業務、半導体レーザ製品のエージング業務・組立業務等の業務量を増やすとともに新規業務に着手してまいります。新規業務としては、新たに設備拡充をはかるSMT（基板表面実装）ラインを活かし、実装業務の受託を目指します。

こうした既存業務の業務量拡大、新規業務の着手等により、テックの新設または増床も検討していかねばならない状況が訪れるものと考えております。

当社は、テックを基点にして一層ものづくり分野に特化し、他の業務請負会社との差別化を図ってまいり所存であります。

(4) 事業間シナジー発揮のための戦略的人材育成

当社が進めるインラインソリューション事業、マニファクチャリングソリューション事業、エンジニアリングソリューション事業、グローバルソリューション事業の4つのソリューション事業の戦略的融合、事業間シナジーの向上も対処すべき課題であると認識しております。当社は、製造業の戦略的パートナーを標榜しており、その実現には4つのソリューション事業を展開していくことが必須条件であると考えております。そしてその実現のための手段としては、製造工程の各プロセスにおいて技術的蓄積を図るとともに当該技術にて貢献できる質の高い人材を戦略的に育成し、設計・開発等の業務から生産・修理等の業務に至るまでの人材供給のサプライチェーンを築いていくことが重要であると認識しております。

4【事業等のリスク】

当社の事業等に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりであります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日（平成19年9月20日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 法的規制等について

当社の主力事業であるインラインソリューション事業は、取引先構内での業務請負事業と製造派遣事業にて構成されております。業務請負事業につきましては、管轄省庁の許認可を必要としておらず、労働省告示第37号にて示される労働者派遣との区分に則り、事業を推進しております。一方、製造派遣事業は、特定労働者派遣（派遣する労働者が常用雇用される派遣事業）の形態であり、厚生労働大臣への届出を必要とする事業となっております。当社は、インラインソリューション事業の推進にあたって、担当業務の特質、取引先の意向等を勘案し、「業務請負」か「製造派遣」のいずれの形態にて担当するか、取引先と十分に協議を行うとともに、各地方労働局より発布されている「適正請負にかかる自主点検ガイドライン」に準拠した入念なチェックを実施する等、遵法に対応しております。

しかしながら、労働局等所轄官庁が当社取引先及び当社の運用実態に対して基準を満たしていないと結論付けた場合には、取引先及び当社に対する是正勧告、業務改善命令、事業停止命令等の行政指導が発せられる恐れがあります。そうした指導を受けた場合、当社の経営、業績にも重大な影響が及ぶ可能性があります。

また、現行法令の改正やその運用方法の見直し等により、業務請負会社に対する規制強化が図られた場合には、取引先及び業務請負会社である当社に対して、より高度なコンプライアンス体制が求められる可能性があります。

(2) 取引先企業の生産変動について

当社の主力事業であるインラインソリューション事業は、当社取引先であるメーカーの生産性向上に貢献し、且つ当社サイドで生産変動に対する投入人員数が調整できる出来高請負を積極展開しておりますが、現在では尚、生産変動にあたり、投入人員数に直接影響を受ける製造派遣が主体となっております。現在、当社の最も取引量の多い取引先業種は、エレクトロニクス分野のメーカーであります。当該業界では、デジタル化技術の進展に伴い、製品ライフサイクルの短縮化とコストダウンスピードの迅速化が求められており、生産変動も頻繁に生じております。また、取引先メーカーは、グローバルな視点で生産拠点の最適化を模索する動きを活発化させており、生産ラインの統廃合も頻繁に行なわれております。

こうした取引先の生産動向の変化や生産拠点戦略の変更等は、今後も規模の大小を問わず常に生じるものと考えられます。取引先企業の大規模且つ急激な生産変動が生じた場合には、当社の業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 現場社員の育成・確保について

平成19年8月31日現在、当社においては4,500人を超える現場社員を雇用しておりますが、取引先からのニーズ、給与水準、他を総合勘案した結果、その大半を20代前半から30代前半にかけての若年層にて構成しております。しかしながら、我が国の若年人口は、出生率の低下もしくは少子化によって昭和60年代から減少しており、今後、この傾向は長期にわたって続くことが厚生労働省人口問題研究所などによって予測されております。また、若年ゆえの職業意識の欠如、技能スキル・経験の不足等、生産性向上の障害となる事象も散見され、絶え間ない指導・育成体制の構築が求められております。

こうした若年人口の減少傾向下での若年現場社員確保策として、当社は携帯電話を活用した応募サイトを活用する等の新しい採用ルートを開発し、人材確保の改善を図っております。また、若年現場社員の職業意識の向上と技能スキル向上等につながる人事制度（評価制度、給与制度、表彰制度、教育制度、他）を構築し、社員育成を図っていくことを計画しております。

しかしながら、労働市場は、景気回復基調に乗り有効求人倍率も改善される傾向の中で売り手市場への変化が速まっており、今後、当業界の採用環境は一層厳しくなることが予想されます。また、現場社員の育成に繋がる人事制度の完全構築には一定の時間を要するものと考えます。

このように現場社員の確保・育成のための施策が目論見どおり機能せず、当社の求める人材の確保や育成が計画通りに進まない場合においては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 労働災害等のリスクについて

当社の推進するインラインソリューション事業、マニファクチャリングソリューション事業は、取引先メーカーの工場構内、自社テック（自社工場）等において、製造請負、製造派遣を行っております。製造請負においては、取引先企業との業務請負契約によって取引先企業の生産量や生産期限、品質あるいは取引先企業の備品を使用するにあたっての備品管理といった領域まで責任を負っております。一方、製造派遣は法律上、人材を取引先メーカーに派遣し、派遣した人員の指揮命令等の労務管理が派遣先に委ねられる形態となっております。

両取引形態は、業務を遂行する現場社員が労働災害に見舞われた場合において責任主体が異なり、製造派遣においては取引先企業がその損害についての責任を負うのに対し、製造請負は請負会社が責任を負うこととなります。

当社は、こうした労働災害の責任を問われることが多くとも、ものづくりを主体的に行うことのできる製造請負を積極的に展開しております。労働災害に関しましては、基本的に労働保険の適用範囲内で解決されるものと考えておりますが、当社の瑕疵が原因で発生した労働災害において、被災者が労働保険の適用を超えて補償を要求する等、訴訟問題に発展した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 当業界への参入障壁について

業務請負事業につきましては、管轄省庁の許認可を必要とせず、労働省告示第37号にて示される労働者派遣との区分に則り、事業を推進しております。許認可を必要とせず、且つ事業開始にあたって設備投資等の大規模な資金を必要とすることもないことから、業務請負のための現場社員の確保がかなえば、比較的参入しやすい業界であると見られております。

また、平成11年12月に施行された改正労働者派遣法では附則4項前段に「何人も、物の製造の業務であってその業務に従事する労働者の就業の実状並びに当該業務に係る派遣労働者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与える影響を勘案して厚生労働省令で定めるものについては、当分の間、労働者派遣事業を行ってはならない。」と規定されておりましたが、平成15年6月の法改正において上記附則4項が廃止され平成16年3月より製造業の生産工程への労働者派遣が解禁されました。

当社は、上述のような参入障壁が高いとは言えない状況において、ものづくりに特化する姿勢を明確に打ち出し、且つ取引先メーカーから技術的信頼を勝ち得よう自社内に技能スキルを蓄積してまいりました。その一つとして、マニファクチャリングソリューション事業でのテック（自社工場）運営ノウハウが挙げられます。

しかしながら、取引先のニーズも多様化しており、技術的信頼性だけで競争優位を築くことが難しい場合もあり、今後、労働者派遣業者を始めとする他業界企業の参入が増加し、それにより市場の競争が激化した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) MBOファンドが筆頭株主であることについて

当社は、ベンチャーキャピタルである株式会社ジャフコが運営する「ジャフコバイアウト2号投資事業有限責任組合」及び「JAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership(Cayman)L.P.」から出資を受け、平成16年10月にMBOを実施いたしました。この結果、本書提出日現在のMBOファンドによる出資比率は合計63.4%となっております。一般的にファンド（投資事業組合）による株式の所有目的は、株式を将来売却することにより、キャピタルゲインの極大化を図ることにあります。当社の場合においては、ジャスダック市場への上場後にファンドが所有する株式の全部又は一部が売却されることが予想されております。

また、当該MBOファンドは平成26年12月31日を解散期限としていることから、当該時期が近づけば一層売却インセンティブが高まり、現行の経営体制の存続是非を問うことなくキャピタルゲインだけを追求する場面が到来することも想定されます。

このように当社筆頭株主であるMBOファンドの特性を踏まえた時、株主構成が劇的に変化することも予想され、結果として、現行の経営体制が変更されることも想定されます。その場合、当社のビジネスモデル、経営体制をはじめ当社企業価値等に大きな変化が生じる可能性があります。

(7) 取引先メーカー及び応募者等の情報管理について

当社は、当社が展開する事業の特性上、取引先メーカーの生産計画や新製品の開発にかかわる機密性の高い情報に接することがあります。また、4,500人を超える現場社員を維持、増加させる過程で生じる応募者及び退職者を含めた社員の個人情報を知りうる立場にあります。従いまして、これらの情報管理はきわめて重要であると認識しております。

取引先メーカーから得る企業情報に関しては、当社社員に対して入社時における秘密保持の誓約書を提出させ、その上で当社と取引先メーカーとの間で業務委託契約を締結し、機密情報の管理の徹底を図っております。

また、社員の入退社の際に得る個人情報に関しては、入社前の採用活動段階よりその取り扱いには十分に留意しており、採用候補者に対しては採用試験の可否結果判明後の履歴書等の保管または廃棄にかかる対応方法について本人の意思確認をする等、個人毎の情報管理の徹底を図っております。

このように当社では、秘匿性の高い企業情報、個人情報の情報管理に万全を期していると考えておりますが、何らかの要因で当社から取引先メーカーの企業情報や個人情報が漏洩した場合には、当社の信用が失墜し、業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 財務体質の現状とそれに伴う資金調達について

当社は、設備投資を伴わないビジネス特性を有しているにも拘わらず、MBOを経て現行組織体制に移行してきた経緯から創業者等への退職慰労金等の拠出もあり、平成19年3月期においては株主資本比率が20.6%に留まっております。このため、資金調達において借入金に依存する財務体質となっており、日本銀行によるゼロ金利政策解除を受け、調達金利が上昇局面を迎えるような場合には、損益面で影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、運転資金に対する主たる借入金の調達にあたり、大手4行（三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、商工組合中央金庫）と1年契約のシンジケート方式のコミットメントライン契約（リボルビング・クレジット・ファシリティ契約）を締結しております。当該契約条項の中には、決算期及び中間期の末日における貸借対照表の純資産額が前年決算期末日、前年中間期末日の純資産額の80%の金額以上に維持すること、営業損失又は経常損失が生じないようにすること、等の財務制限条項が定められております。平成19年3月末において、当該借入金残高は1,100百万円であり、純資産額は811百万円であります。

現状において、当該契約年度中に当該財務制限条項に抵触する確率は低いと判断しておりますが、仮に当該財務制限条項に抵触した場合には、貸付人に当社に対する全債権の返済を求められるリスクも生じます。そうした状況に至った場合、当社の事業活動及び財政状況等に影響を与える可能性があります。

(9) 取締役会について

当社は、取締役会設置会社ですが、当社の取締役は平成19年8月31日現在、法令に定める最低員数である3名体制であり、補欠取締役も予め株主総会で選任しておりません。今後、社外取締役も含めた取締役の増員を検討して行く方針ですが、何らかの事情により1名以上の取締役が欠けた場合、一時取締役を選任しなければならない事態に至ります。

そして仮に取締役の選任が遅れた場合には、当社の経営活動に支障が生じ、当社の事業戦略、業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

(10) 配当政策について

当社は、株主への利益還元を経営の重要な使命であると認識しつつ、一方で企業成長を実現するための事業戦略の展開に備え、資金を内部留保することも重要であると考え、安定的な経営基盤の確立のため内部留保を優先させてまいりました。

今後は、継続的かつ安定的な配当を早期に実施できるよう配当原資の確保に向け、財務体質の改善、収益力の強化を急いでまいります。経営成績及び財政状態を勘案した上で、内部留保を優先させる可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は中華人民共和国における高技能人材の育成及び人材派遣事業の研究と推進に関して、北京五同教育培訓中心及び北京日華材創國際技術服務有限公司と契約を締結することによって当社の中国ビジネスの展開をしております。

相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
北京五同教育培訓中心 北京日華材創國際技術服務有限公司	中国	ものづくりに関する技術・ノウハウ活用による教育（O F F－J T）の実施および日本の人材派遣事業のビジネスモデルを活用した教育（O J T）の実施（包括契約）	平成17年6月18日（契約締結日）から期限の定めなし

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日（平成19年9月20日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表の作成方法について」に記載されているとおりです。財務諸表の作成においては、過去の実績やその時点で合理的と考えられる情報に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りには不確実性が伴い実際の結果は異なる場合があります。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

①損益の状況

当社は「マニュファクチャリングサービス」という事業戦略コンセプトのもと、中期経営計画に定めたとおり、既存の主力事業であるインラインソリューション事業の事業体質の改善と新規事業であるマニュファクチャリングソリューション事業、エンジニアリングソリューション事業、グローバルソリューション事業の事業成長に努めてまいりました。

この結果、当事業年度の業績は売上高15,322百万円（前年同期比11.8%増）となり、利益につきましては営業利益423百万円（同128.4%増）、経常利益427百万円（同149.8%増）となり、法人税等189百万円の計上もあり当期純利益234百万円（同191.4%増）となりました。

②財政状態の分析

（流動資産）

流動資産合計は、前事業年度末に比較して304百万円増加し、3,673百万円となりました。これは主として、現金及び預金が133百万円減少しましたが、売掛金の増加が401百万円及び繰延税金資産の増加が24百万円であったことによります。

（固定資産）

固定資産合計は、前事業年度末に比較して60百万円増加し、263百万円となりました。これは主として、有形固定資産及び無形固定資産が35百万円増加したことに加え、敷金及び保証金が25百万円増加したことによります。

（流動負債）

流動負債合計は、前事業年度末に比較して280百万円増加し、3,126百万円となりました。これは主として、短期借入金が150百万円減少しましたが、未払費用が145百万円及び預り金が95百万円増加したこと等によります。

（固定負債）

固定負債合計は、前事業年度末に比較して150百万円減少し、固定負債はなくなりました。これは長期借入金50百万円減少したこと、社債が100百万円減少したことによります。

（純資産）

純資産は、前事業年度末に比較して234百万円増加し、811百万円となりました。これは当期純利益234百万円の計上によります。

③キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローでは、前事業年度より298百万円多い311百万円の資金を得ております。これは主に税引前当期純利益が424百万円となったこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、前事業年度は定期預金の払戻等により45百万円の資金を得ておりましたが、当事業年度においては有形固定資産の取得等により85百万円の資金を使用しております。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、前事業年度は短期借入金の増加により245百万円の資金を得ておりますが、当事業年度においては長短期借入金の返済や社債の償還により360百万円の資金を使用しております。

これらの活動の結果、現金及び現金同等物の残高は、1,322百万円となりました。

(3)経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績は、以下の事項の発生によって重要な影響を受ける可能性があることを認識しております。

①取引先企業の生産変動

当社の主力事業であるインラインソリューション事業は、取引先の工場構内での業務請負、製造派遣を主たる事業内容としていることから、取引先企業の生産動向と当社業績は密接な関係があります。したがって、取引先企業において生産数量の変動、生産地の見直しを始め、各種生産にかかる会社方針が変化することによって当社の経営成績も重要な影響を受ける可能性があります。

②取引先企業の求める現場社員数の確保

当事業の維持・成長にとって最も重要なポイントは、現場社員の適正確保であります。とりわけインラインソリューション事業においては、取引先企業の求める人材を適宜、適正数確保できなければビジネスとして成立しない特性を有しております。したがって、新規受注案件において採用活動が不調に至ったり、既存客先において見込み以上の退職者が発生した場合等、現場社員数の適正数確保が図れない時には、当社は経営成績に重要な影響を受ける可能性があります。

(4)経営戦略の現状と見通し

当社は、平成20年3月期から平成22年3月期までの中期経営計画で「マニファクチャリングサービス」を新しい事業ドメインとして位置付け、「メーカーの生産プロセスに応じてトータルにサポートする為に、4つのソリューションを提供する」ことを戦略の基本コンセプトに置いております。

まず主力であるインラインソリューション事業は、「取引先の構内（造語として「インライン」とした）で発生する様々な課題に対して優秀な人材とノウハウを持って問題解決する」事業として従来型の人材派遣や製造請負とは一線を画すことを目指しており、規模の拡大よりも事業の質を追求し、当社の特徴でもある「出来高請負サービス」を拡充させることで収益性を高めていく方向です。ものづくりを志向する当社としては、インラインソリューション事業において出来高請負比率を高めることで、事業面での差別化を図るとともに偽装請負等への対応においても遵法性を維持してまいります。

マニファクチャリングソリューション事業は、「取引先の構内では解決できない様々な課題を「テック」の設備と技術を駆使して問題解決する」事業として当社の「マニファクチャリングサービス」を最も具現化した事業であり、リソースの重点配分を図り、事業拡大を進めていく方向であります。マニファクチャリングソリューション事業は、当社が掲げる「ものづくり機能の発揮」をする上で技術的ノウハウの開発、蓄積をはかる事業と位置づけられます。またマニファクチャリングソリューション事業では修理業務を中心としたカスタマーサービス分野の受託業務を強みとしております。

エンジニアリングソリューション事業は、平成17年4月に新規に事業立上げを図った技術者派遣事業であります。当社は当該分野においては後発であることから、「インラインソリューション事業やマニファクチャリングソリューション事業との事業連携が図れる技術分野へ特化すること」を基本に、

- ・ 製造分野の分かる技術集団を構築し付加価値の高い受託開発まで発展させる基礎を構築する
- ・ ものづくり上重要な市場である「生産技術」「試作評価」分野へ新卒技術者を派遣する

ことを差別化のポイントとして成長戦略を描いております。また労働市場における技術者不足を解消するために「社内FA制度」を活用し、人材サプライチェーンを構築しております。これにより、インラインソリューション事業やマニファクチャリングソリューション事業で実績が評価できる人材をエンジニアリングソリューション事業へ配置転換し、同時に人材としての付加価値を高めてまいります。

グローバルソリューション事業は、「メーカーがグローバル戦略を実行する中で発生する様々な課題を解決する」事業と位置づけ、現在は「世界の工場」と謳われる中国関係の事業に特化しております。具体的な事業内容としては、中国で優秀な大卒技術者やキャリア技術者を採用し、日本のメーカーの技術開発部門へ派遣するというビジネスモデルであります。「日本のものづくり」を体験した人材は、将来的に中国とのパイプ役となる技術者、日本のメーカーの中国現地子会社の中核技術者等として活躍することが期待され、当該事業の評価を高めていくものと考えております。

当社は上記の通り4つのソリューション事業を戦略的に事業成長させることで事業間シナジーを発揮し、日本のものづくりと、ものづくり人材に対して貢献する事業を推進してまいります。

また、当事業年度においては、経済産業省が管轄している「平成18年度サービス産業創出支援事業」の「実務教育サービス分野」において「外部人材の生産性向上」というテーマで修理技術者の育成を事業として申請し、委託事業として認可を受け、平成19年3月に完了させております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、重要な設備投資はありません。

2【主要な設備の状況】

平成19年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
			建物	工具器具備品	合計	
宮城テック (宮城県岩沼市)	マニファクチャリングソリューション事業	工場設備	8,756	—	8,756	113
本社 (東京都新宿区)	—	本社機能	11,897	3,850	15,747	32

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2 現在休止中の設備はありません。
 3 事業所は賃借であります。帳簿価額のうち「建物」は附属設備によるものであります。
 4 上記の他、主要なリース設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	数量	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (東京都新宿区)	ソフトウェア	一式	H16. 9～H22. 3	36,689	100,242

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

平成19年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	事業部門	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
岩手テック (岩手県一関市)	工場設備	マニファクチャリングソリューション事業	60,000	—	増資資金	平成19年11月	平成19年12月

- (注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2 完成後の増加能力につきましては、生産品目が多種多様にわたっており、算定が困難であるため記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	82,400
計	82,400

（注）平成19年6月27日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より7,400株増加し、82,400株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	20,606	非上場
計	20,606	—

（注）普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成17年 3 月14日臨時株主総会決議（平成17年 3 月14日臨時取締役会決議）		
	最近事業年度末現在 （平成19年 3 月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年 8 月31日）
新株予約権の数（個）	362（注） 1	352（注） 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	362（注） 2	352（注） 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注） 3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年 3 月15日から 平成27年 3 月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	同左
新株予約権の行使の条件	（イ）新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 （ロ）新株予約権発行時において当社または当社子会社および当社の関連会社の取締役、監査役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社および当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 （ハ）当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。 （ニ）その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡またはこれに担保権設定することを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
- 2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行（新株予約権の行使の場合および平成14年 4 月 1 日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \frac{1 \text{ 株当たり払込金額又は}}{\text{処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

平成18年3月10日臨時株主総会決議（平成18年3月10日臨時取締役会決議）		
	最近事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年8月31日）
新株予約権の数（個）	1,347（注） 1	1,265（注） 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,347（注） 2	1,265（注） 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,000（注） 3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年3月13日から 平成28年3月10日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	同左
新株予約権の行使の条件	（イ）新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 （ロ）新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 （ハ）当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。 （ニ）その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡またはこれに担保権設定することを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
- 2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行（新株予約権の行使の場合および平成14年 4 月 1 日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \frac{1 \text{ 株当たり払込金額又は}}{\text{処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

平成19年 6 月27日 定時株主総会決議（平成19年 7 月20日 定時取締役会決議）		
	最近事業年度末現在 （平成19年 3 月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年 8 月31日）
新株予約権の数（個）	—	120（注） 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	120
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	（注） 2、 3
新株予約権の行使期間	—	平成21年 7 月21日から 平成29年 6 月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 （注） 3 資本組入額 （注） 3
新株予約権の行使の条件	—	（イ） 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 （ロ） 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 （ハ） 当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡またはこれに担保権設定することを認めない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注） 4
新株予約権の取得条項に関する事項	—	（注） 5

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \frac{1 \text{ 株当たり払込金額又は}}{\text{処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

- 3 行使価額は、平成19年 3 月期を基準期とした株式会社ジャスダック証券取引所への株式上場の際して行なう株式公開時の新規募集株式の発行価格と同額となります。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第 1 項にしたがい算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となっております。
- 4 組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件にしたがって、以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとします。
- ①合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する会社
 - ②吸収分割
吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 5 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部又は一部を無償で取得することができるものとします。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとします。
- ①新株予約権の行使期間に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合
 - ②新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
 - ③当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合

平成19年 6 月 27 日 定時株主総会決議（平成19年 7 月 20 日 定時取締役会決議）		
	最近事業年度末現在 （平成19年 3 月 31 日）	提出日の前月末現在 （平成19年 8 月 31 日）
新株予約権の数（個）	—	103（注） 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	103
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	（注） 2、 3
新株予約権の行使期間	—	平成21年 7 月 21 日から 平成29年 6 月 27 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 （注） 3 資本組入額 （注） 3
新株予約権の行使の条件	—	（イ） 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 （ロ） 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 （ハ） 当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡またはこれに担保権設定することを認めない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	（注） 4
新株予約権の取得条項に関する事項	—	（注） 5

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \frac{1 \text{ 株当たり払込金額又は}}{\text{処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

- 3 行使価額は、平成19年 3 月期を基準期とした株式会社ジャスダック証券取引所への株式上場の際して行なう株式公開時の新規募集株式の発行価格と同額となります。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第 1 項にしたがい算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額となっております。
- 4 組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件にしたがって、以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとします。
- ①合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する会社
 - ②吸収分割
吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 5 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部又は一部を無償で取得することができるものとします。ただし、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとします。
- ①新株予約権の行使期間に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合
 - ②新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合
 - ③当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成15年12月11日 (注) 1	140 (口)	200 (口)	7,000	10,000	—	2,900
平成15年12月18日 (注) 2	△200 (口) 200	— (口) 200	—	10,000	—	2,900
平成16年7月26日 (注) 3	14,000	14,200	350,000	360,000	350,000	352,900
平成16年10月1日 (注) 4	2,112	16,312	—	360,000	—	352,900
平成16年12月27日 (注) 5	668	16,980	16,700	376,700	16,700	369,600
平成17年1月24日 (注) 6	340	17,320	8,500	385,200	8,500	378,100
平成17年3月31日 (注) 7	300	17,620	7,500	392,700	7,500	385,600
平成18年3月30日 (注) 8	1,270	18,890	38,100	430,800	38,100	423,700
平成18年6月28日 (注) 9	—	18,890	—	430,800	△277,480	146,219
平成18年12月6日 (注) 10	1,716	20,606	—	430,800	—	146,219

(注) 1 株主割当増資

発行価格 50,000円 資本組入額 50,000円

2 組織変更により、出資口数200口に対して株式200株を割当交付

3 有償第三者割当

普通株式 発行価格50,000円 資本組入額 25,000円

割当先 ジャフコバイアウト2号投資事業有限責任組合

JAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership (Cayman) L.P.

4 合併 (日本マニユファクチャリングサービス株式会社 (実質上の存続会社) との合併)

合併比率 26.4 : 1 日本マニユファクチャリングサービス株式会社 (実質上の存続会社) 株式1株につき、当社 (形式上の存続会社) A種株式26.4株の割合をもって割当交付する。

5 有償第三者割当

普通株式 発行価格50,000円 資本組入額 25,000円

割当先 長谷川京司、中村亨

6 有償第三者割当

A種株式 発行価格50,000円 資本組入額 25,000円

割当先 福本英久、山田文彌、板谷政幸

7 有償第三者割当

普通株式 発行価格50,000円 資本組入額 25,000円

割当先 日本マニユファクチャリングサービス社員持株会

8 有償第三者割当

普通株式 発行価格60,000円 資本組入額 30,000円

割当先 福本英久、山田文彌他

9 欠損てん補のための資本準備金の取り崩し

10 A種株式の転換 (1 : 1.7)

(5) 【所有者別状況】

平成19年8月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	5	—	2	1	1	27	36	—
所有株式数（株）	—	600	—	570	522	50	18,864	20,606	—
所有株式数の割合（％）	—	2.91	—	2.77	2.53	0.24	91.55	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 20,606	20,606	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	20,606	—	—
総株主の議決権	—	20,606	—

② 【自己株式等】

平成19年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。具体的な内容は以下のとおりであります。

①第1回

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づいて、平成17年3月14日開催の臨時株主総会終結時に在任する取締役及び同日に在籍する管理職に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年3月14日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年3月14日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役1名、関係会社取締役2名、従業員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等により、48株の権利が喪失しております。

②第2回

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づいて、平成18年3月10日開催の臨時株主総会終結時に在任する取締役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年3月10日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年3月10日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役2名、関係会社取締役2名、従業員441名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等により、235株の権利が喪失しております。

③第3回

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づいて、平成19年6月27日開催の定時株主総会終結時に在任する取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

④第4回

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づいて、平成19年6月27日開催の定時株主総会終結時に在任する執行役員及び、平成18年3月16日（第2回新株予約権の付与対象者確定の翌日）より平成19年3月31日までの間に採用または登用され、平成19年7月20日現在、在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	従業員63名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要な使命であると認識しつつ、一方で企業成長を実現するための事業戦略の展開に備え、資金を内部留保することも重要であると考えており、株主還元と内部留保のバランスに留意しながら配当を実施することを配当政策の基本方針に据えております。内部留保金につきましては、財務体質の改善に充てるとともに事業成長のための資金に活用していく予定であります。また、剰余金の配当の回数については、中間配当、期末配当の年2回とすることも基本方針としております。

上記配当基本方針に則り、第22期の配当につきましては、安定的な経営基盤の確立のため内部留保の充実を図ることを優先させ、見送っております。今後、継続的かつ安定的な配当を早期に実施できるよう配当原資の確保に向け、財務体質の改善、収益力の強化を急いでまいります。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨、定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当が取締役会、期末配当が株主総会となっております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	小野 文明	昭和34年2月1日生	昭和57年4月 昭和62年9月 平成5年8月 平成6年12月 平成8年5月 平成9年7月 平成11年10月 平成14年4月 平成16年8月 平成16年10月	ロンシャン株式会社入社 株式会社インタラック入社 株式会社アルク入社 株式会社タイアップ入社 テクノブレーン株式会社入社 同社取締役 テスコ・テクノブレーン株式会社 取締役 日本マニユファクチャリングサー ビス株式会社（旧NMS）代表取 締役 NMS ホールディング株式会社代 表取締役 当社代表取締役社長（現任）	(注) 2	3,640
常務取締役	執行役員イン ラインソ リューション 事業本部長	福本 英久	昭和41年1月10日生	昭和59年4月 平成3年9月 平成7年4月 平成9年3月 平成11年10月 平成12年8月 平成13年4月 平成14年11月 平成16年10月 平成18年6月	セーラー電子株式会社入社 トーキン商事株式会社入社 株式会社タイアップ入社 テクノブレーン株式会社入社 テスコ・テクノブレーン株式会 社入社 同社生産管理部長 日本マニユファクチャリングサー ビス株式会社（旧NMS）事業本 部事業副本部長兼生産管理部長 同社執行役員事業本部長 当社取締役 当社常務取締役執行役員インライ ンソリューション事業本部長（現 任）	(注) 2	440
取締役	執行役員コー ポレート本部長	末廣 紀彦	昭和35年10月4日生	昭和59年4月 平成5年10月 平成13年2月 平成15年6月 平成15年8月 平成17年10月 平成18年6月 平成19年3月	セイコー電子工業株式会社（現セイ コーインスツル株式会社）入 社 株式会社協和コンサルタンツ入社 同社執行役員経営企画室長 株式会社ファインデバイス入社 同社取締役管理本部長 当社入社 当社執行役員経理財務本部長 当社取締役執行役員財務企画本 部長 当社取締役執行役員コーポレート 本部長（現任）	(注) 2	100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	山田 光義	昭和17年4月28日生	昭和41年4月 平成15年3月 平成16年6月 平成16年10月	ソニー株式会社入社 日本マニファクチャリングサー ビス株式会社（旧NMS）顧問 同社監査役 当社監査役（現任）	(注) 3	50
監査役	—	土橋 紀隆	昭和15年11月18日生	昭和34年9月 平成12年11月 平成14年2月 平成16年10月 平成17年6月	ソニー株式会社入社 ソニーヒューマンキャピタル株式 会社入社 日本マニファクチャリングサー ビス（旧NMS）株式会社顧問 当社顧問 当社監査役（現任）	(注) 3	50
計							4,280

- (注) 1 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各本部の業務執行を明確に区分し、経営効率向上を図るために執行役員制度を導入しております。
本書提出日現在における執行役員は以下の4名で構成されております（取締役兼任執行役員は除く）。
執行役員コーポレート本部副本部長 板谷 政幸
執行役員営業開発本部長 佐藤 和幸
執行役員マニファクチャリングソリューション事業本部長 萩原 明憲
執行役員グローバルソリューション事業本部長 利 紀元
- 2 平成19年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
- 3 平成17年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
- 4 監査役土橋紀隆は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

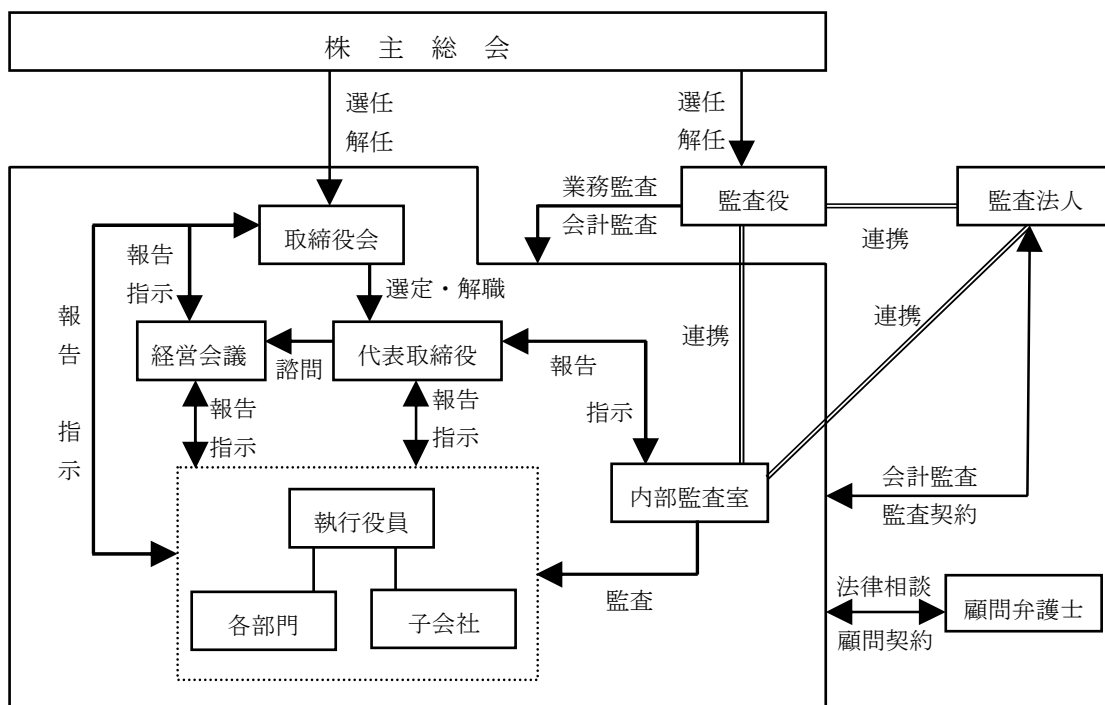
6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの重要性が高まっている中、当社は、株主および利害関係者の方々に対し、経営の効率化と透明性を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

経営効率性の観点では、迅速かつ正確な経営情報の把握と、公正かつ機動的な意思決定を実行する事によって企業価値の最大化に取組み、経営透明性の観点についてはタイムリーディスクロージャーにより重要情報開示を実行し、積極的なIR情報の開示とニュースリリースの展開を図ってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は、以下のとおりであります。



(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

① 会社の機関の内容

1) 会社の機関

当社は、監査役設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を以下のように構築しております。

取締役会は、取締役3名にて構成され、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、会社法等の法令、または当社定款にて取締役会で決議することが定められている議案、及び会社経営上重要な議案につき意思決定を行っております。また、取締役会の経営監督機能をより高めるため、経営と業務執行の機能区分を明確にし、執行役員制度を導入しております。これにより、取締役会は、業務執行に関して代表取締役、取締役、執行役員等の業務執行者に対して職務権限規程にて定めた各々の権限範囲内で委任し、経営監督機能が発揮される体制をとっております。

業務執行の体制は、取締役会より業務執行を委任された代表取締役、代表取締役の諮問機関である経営会議、経営会議の構成員である取締役、執行役員を中心にして構築されております。特に経営会議は、毎月1回開催され、各業務の最終責任者の会議機関として各業務及び全社業務の執行に関して必要な審議を行うとともに、取締役会の決議事項に関する基本方針ならびに経営管理の執行方針の事前審議を行っております。

また監査役は、常勤監査役1名と社外監査役1名で構成され、定期的に内部監査室、監査法人との連携をとることにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

2) 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制と業務執行状況を適宜把握するために代表取締役社長の直属として内部監査室を設置し、豊富な内部監査経験を有する担当者を選任し、必要な監査を定期的を実施しております。内部監査は、期初に立案した往査計画に則り、各拠点に対して年間最低1回以上訪れ、業務執行状況を詳細に監査しております。内部監査の結果は、代表取締役社長に報告し、改善指示を仰いでおります。また、内部監査にて改善を求められた内容に関しては、四半期毎にフォローアップ監査を実行しております。

なお、監査役は内部監査室と連携し、詳細に内部監査状況を監視する体制をとっております。

重要な法的判断、コンプライアンスに関する事項については、法律顧問契約を交わす弁護士に相談し必要な検討を実施しております。また、業務遂行上の必要に応じて、各専門家より適宜アドバイスを受ける体制をとっております。

3) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査室は、現在、室長1名、室長代行1名の計2名体制を敷いております。監査手続きとしては、定期的に現地に赴き各種業務に関する内部監査を行っております。また、内部監査報告書作成にあたっては、監査役との意見交換を実施し、問題認識の統一性を図りながら相互の監査効率を高める体制を敷いております。

監査役は、現在2名の体制を敷いております。2名の構成は、常勤監査役、社外監査役それぞれ1名ですが、定期的に監査状況の意見交換を行う等、協力体制が構築されております。監査役監査は、定期的に部支店を訪問する等、実際に現地に赴いての監査を主体とし、取締役会、経営会議、全社会議、支店会議を始めとして各種重要会議への出席も積極的に行い、多面的な情報収集に努めております。

また、当社は、証券取引法の規定に基づき、財務諸表についてあずさ監査法人による監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、浜村和則氏、原田大輔氏の2名、また監査業務にかかる補助者は公認会計士5名、その他4名であります。当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。当社があずさ監査法人と締結した監査契約において平成19年3月期にかかる公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は13,000千円であり、その他の業務に基づく報酬は2,571千円であります。なお、継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

当社は、内部監査室、監査役、監査法人の3者の連携を深め、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。さらに内部監査室、監査役、監査法人の3者での情報交換会を四半期決算毎に定期開催し、内部監査、監査役監査、会計監査のそれぞれの監査効率向上を図っております。

4) リスク管理体制等について

当社は、自社を取り巻く事業等のリスクは多岐にわたっている経営環境を鑑み、リスク管理体制の一層の強化が経営上重要であると認識しております。こうした状況下、当社は企業倫理規範を定め、社員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。その上で適時開示体制、内部通報制度、クレーム対応マニュアル等、リスクを初期段階で発見、把握する仕組みを構築し、早期対策を打てるリスク管理体制をとっております。

5) 役員報酬の内容（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	4名	73,308千円	
監 査 役	2	6,000	うち社外監査役2,400千円
合 計	6	79,308	

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

6) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

7) 監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

8) 責任限定契約の内容

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

9) 取締役の定数

当社の取締役は、5名以内とする旨を定款に定めております。

10) 取締役の選任決議要件

当社は、株主総会での取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

11) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により可能とする旨を定款に定めております。

12) 自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、自己株式を取締役会の決議で市場取引等により取得することができる旨を定款に定めております。

13) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

14) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近一年間の実施状況

当事業年度におきましては、取締役会を22回開催し、経営の基本方針、その他の重要事項の進捗報告を受け、審議し決議いたしました。また、取締役会の下部に経営会議を設置し、取締役会に付議する事項及び執行役員他、各部門責任者が行う決定のうち重要事項については、原則、経営会議で協議し、各執行役員他、各部門責任者の担当業務を踏まえた議論を積極的に推進し、重要事項決定に至る意思決定プロセスの透明性確保に努めました。更に、平成17年4月1日施行された個人情報保護法に対応するため、プロジェクトチームを設置し社内勉強会を行うとともに、知識を深め、社員に対して徹底を図るよういたしました。

15) 社外監査役との人的関係、資金的関係、または取引関係その他の利害関係の概要

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）及び当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社（北京日華材創国際技術服務有限公司）について下記基準等により総合的に判断した結果、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

- | | |
|-----------|-------|
| ① 資産基準 | 0.5% |
| ② 売上高基準 | 0.2% |
| ③ 利益基準 | △0.2% |
| ④ 利益剰余金基準 | △3.4% |

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成18年 3 月31日)		当事業年度 (平成19年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金			1,455,948		1,322,641	
2. 売掛金			1,778,555		2,179,564	
3. 仕掛品			7,684		6,379	
4. 貯蔵品			3,581		6,180	
5. 前払費用			56,402		65,583	
6. 繰延税金資産			55,935		80,018	
7. その他			13,082		15,697	
貸倒引当金			△1,783		△2,183	
流動資産合計			3,369,406	94.3	3,673,882	93.3
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		24,060			37,340	
減価償却累計額		7,583	16,476		11,469	25,870
(2) 機械装置		1,202			1,202	
減価償却累計額		165	1,037		378	823
(3) 車輛運搬具		200			200	
減価償却累計額		104	95		146	53
(4) 工具器具備品		17,241			33,898	
減価償却累計額		11,442	5,799		16,255	17,642
有形固定資産合計			23,409	0.6	44,390	1.1
2. 無形固定資産						
(1) 商標権			3,987		—	
(2) ソフトウェア			1,327		20,019	
(3) 電話加入権			4,299		4,299	
無形固定資産合計			9,614	0.3	24,318	0.6

		前事業年度 (平成18年 3 月31 日)		当事業年度 (平成19年 3 月31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
3. 投資その他の資産	※ 2				
(1) 関係会社出資金		23,365		23,365	
(2) 長期前払費用		16,948		11,249	
(3) 繰延税金資産		4,098		8,768	
(4) 敷金及び保証金		126,006		151,894	
投資その他の資産合計		170,419	4.8	195,278	5.0
固定資産合計		203,443	5.7	263,987	6.7
資産合計		3,572,849	100.0	3,937,870	100.0
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 短期借入金		1,250,000		1,100,000	
2. 一年内返済予定長期借入金		20,000		—	
3. 一年内償還予定社債		40,000		—	
4. 未払金		872,730		923,644	
5. 未払費用		165,488		310,753	
6. 未払法人税等		112,898		185,651	
7. 未払消費税等		146,484		226,483	
8. 預り金		150,329		245,678	
9. 賞与引当金		86,662		134,204	
10. その他		1,235		114	
流動負債合計		2,845,830	79.6	3,126,530	79.4
II 固定負債					
1. 社債		100,000		—	
2. 長期借入金		50,000		—	
固定負債合計		150,000	4.2	—	—
負債合計		2,995,830	83.8	3,126,530	79.4

		前事業年度 (平成18年 3 月31 日)			当事業年度 (平成19年 3 月31 日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(資本の部)	※ 1						
I 資本金			430,800	12.1		—	—
II 資本剰余金							
1. 資本準備金		423,700			—		
資本剰余金合計			423,700	11.9		—	—
III 利益剰余金							
1. 利益準備金		7,865			—		
2. 任意積立金							
(1) 別途積立金		4,000			—		
3. 当期末処理損失		289,345			—		
利益剰余金合計			△277,480	△7.8		—	—
資本合計			577,019	16.2		—	—
負債・資本合計			3,572,849	100.0		—	—
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			—	—		430,800	10.9
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—			146,219		
資本剰余金合計			—	—		146,219	3.7
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		—			234,321		
利益剰余金合計			—	—		234,321	6.0
株主資本合計			—	—		811,340	20.6
純資産合計			—	—		811,340	20.6
負債・純資産合計			—	—		3,937,870	100.0

②【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			13,701,727	100.0		15,322,954	100.0
II 売上原価			11,590,698	84.6		12,811,121	83.6
売上総利益			2,111,029	15.4		2,511,833	16.4
III 販売費及び一般管理費							
1. 役員報酬		67,317			79,308		
2. 給与及び賞与		791,111			863,500		
3. 賞与引当金繰入額		39,011			50,169		
4. 法定福利費		116,910			118,270		
5. 貸倒引当金繰入額		1,783			400		
6. 募集費		170,288			144,254		
7. 地代家賃		148,059			140,512		
8. 賃借料		82,322			88,748		
9. 租税公課		35,788			31,314		
10. 減価償却費		5,409			9,955		
11. 旅費交通費		151,236			169,443		
12. 通信費		43,669			47,978		
13. 支払手数料		29,565			30,484		
14. 業務委託手数料		111,181			138,157		
15. その他		131,870	1,925,528	14.1	175,570	2,088,067	13.6
営業利益			185,501	1.3		423,765	2.8
IV 営業外収益							
1. 受取利息		244			564		
2. 受取配当金		300			300		
3. 保険金等収入		1,218			—		
4. 業務受託収入		—			18,732		
5. その他		2,704	4,467	0.0	753	20,350	0.1

		前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31 日)			当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31 日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
V 営業外費用							
1. 支払利息		10,798			11,334		
2. 社債利息		623			655		
3. 社債発行費償却		1,816			—		
4. その他		5,606	18,845	0.1	4,715	16,705	0.1
経常利益			171,122	1.2		427,410	2.8
VI 特別損失							
1. 有形固定資産除却損	※1	416			—		
2. 出資金評価損		9,299			—		
3. 商標権償却		—	9,716	0.0	3,358	3,358	0.0
税引前当期純利益			161,406	1.2		424,052	2.8
法人税、住民税及び事業税		90,389			218,483		
法人税等調整額		△9,384	81,004	0.6	△28,752	189,730	1.3
当期純利益			80,401	0.6		234,321	1.5
前期繰越損失			369,747			—	
当期末処理損失			289,345			—	

売上原価明細書

		前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31 日)			当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31 日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
I 労務費	※1	10,767,941		92.9	11,897,604		92.9
II 経費		825,831		7.1	912,212		7.1
小計		11,593,772		100.0	12,809,816		100.0
期首仕掛品たな卸高		4,609			7,684		
期末仕掛品たな卸高		7,684			6,379		
売上原価		11,590,698			12,811,121		

(脚注)

前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
※ 1 労務費の主な内訳 給与及び賞与 9,575,348千円 法定福利費 1,159,699千円 2 原価計算の方法 実際原価に基づく事業所別単純総合原価計算	※ 1 労務費の主な内訳 給与及び賞与 10,569,938千円 法定福利費 1,294,115千円 2 原価計算の方法 同左

③【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(千円)	430,800	423,700	423,700	7,865	4,000	△289,345	△277,480	577,019	577,019
事業年度中の変動額									
損失処理による資本準備金の取崩額		△277,480	△277,480			277,480	277,480	—	—
損失処理による利益準備金の取崩額				△7,865		7,865	—	—	—
損失処理による別途積立金の取崩額					△4,000	4,000	—	—	—
当期純利益						234,321	234,321	234,321	234,321
事業年度中の変動額合計(千円)	—	△277,480	△277,480	△7,865	△4,000	523,667	511,802	234,321	234,321
平成19年3月31日残高(千円)	430,800	146,219	146,219	—	—	234,321	234,321	811,340	811,340

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		161,406	424,052
減価償却費		6,673	12,267
長期前払費用償却額		13,852	10,589
社債発行費償却額		1,816	—
出資金評価損		9,299	—
貸倒引当金の増加(△減少)額		1,783	400
賞与引当金の増加(△減少)額		35,566	47,542
受取利息及び受取配当金		△544	△864
支払利息及び社債利息		11,422	11,989
売上債権の減少(△増加)額		△187,457	△401,009
たな卸資産の減少(△増加)額		△5,008	△1,294
前払費用の減少(△増加)額		644	△9,180
未払金の増加(△減少)額		23,491	50,914
未払費用の増加(△減少)額		△65,059	145,195
未払消費税等の増加(△減少)額		18,144	79,998
預り金の増加(△減少)額		△17,603	95,349
その他		21,450	△6,756
小計		29,878	459,192
利息及び配当金の受取額		549	864
利息の支払額		△11,650	△11,919
法人税等の支払額		△5,041	△136,198
営業活動によるキャッシュ・フロー		13,735	311,938
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の払戻による収入		60,956	—
有形固定資産の取得による支出		△7,764	△30,590
無形固定資産の取得による支出		—	△20,815
その他		△8,137	△33,839
投資活動によるキャッシュ・フロー		45,054	△85,245

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額		250,000	△150,000
長期借入金の返済による支出		△40,846	△70,000
社債の償還による支出		△40,000	△140,000
株式の発行による収入		76,200	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		245,354	△360,000
Ⅳ 現金及び現金同等物の増加 (△減少) 額		304,144	△133,306
Ⅴ 現金及び現金同等物の期首残高		1,151,803	1,455,948
Ⅵ 現金及び現金同等物の期末残高	※ 1	1,455,948	1,322,641

⑤【損失処理計算書】

		前事業年度 (平成18年6月28日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
Ⅰ 当期末処理損失			289,345
Ⅱ 損失処理額			
1 任意積立金取崩額			
(1) 別途積立金取崩額		4,000	
2 利益準備金取崩額		7,865	
3 資本準備金取崩額		277,480	289,345
Ⅲ 次期繰越損失			—

(注) 日付は株主総会承認日であります。

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 仕掛品 総平均法による原価法を採用しております。 (2) 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。	(1) 仕掛品 同左 (2) 貯蔵品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
3. 繰延資産の処理方法	(1) 新株発行費 支出時に全額費用として計上しております。 (2) 社債発行費 商法施行規則に規定する期間以内で各事業年度均等額を償却しております。	(1) 社債発行費 _____
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8 月 9 日)) 及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第 6 号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。	_____ (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準第 5 号) 及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月 9 日 企業会計基準適用指針第 8 号) 並びに改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年 8 月11日 企業会計基準第 1 号) 及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年 8 月11日 企業会計基準適用指針第 2 号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 811,340千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年 3 月31日)	当事業年度 (平成19年 3 月31日)
※1 会社が発行する株式 普通株式 22,548株 A種株式 2,452株 発行済株式総数 普通株式 16,438株 A種株式 2,452株 ※2 当社は事業拡大に伴う増加運転資金を賄うためにシンジケート方式によるコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 コミットメントラインの総額 1,500,000千円 借入実行残高 1,000,000千円 差引額 500,000千円 3 資本の欠損の額は285,345千円であります。	※1 _____ ※2 当社は事業拡大に伴う増加運転資金を賄うためにシンジケート方式によるコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 コミットメントラインの総額 1,500,000千円 借入実行残高 1,100,000千円 差引額 400,000千円 3 _____

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
※1 有形固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 建物 296千円 工具器具備品 119千円 計 416千円	※1 _____

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	16,438	4,168	—	20,606
A種株式	2,452	—	2,452	—
合 計	18,890	4,168	2,452	20,606

(注) 当社は平成18年12月6日をもって、発行済みのA種株式の全部を普通株式に転換しております。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td><td>1,455,948千円</td></tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td><td>—</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>1,455,948千円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	1,455,948千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	現金及び現金同等物	1,455,948千円	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td><td>1,322,641千円</td></tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td><td>—</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td>1,322,641千円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	1,322,641千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	現金及び現金同等物	1,322,641千円
現金及び預金勘定	1,455,948千円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—												
現金及び現金同等物	1,455,948千円												
現金及び預金勘定	1,322,641千円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—												
現金及び現金同等物	1,322,641千円												

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)																																																
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (千円)</th><th>減価償却累計額相当額 (千円)</th><th>期末残高相当額 (千円)</th></tr><tr><td>建物</td><td>2,933</td><td>529</td><td>2,403</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>7,230</td><td>5,028</td><td>2,201</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>17,702</td><td>7,364</td><td>10,337</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>191,520</td><td>55,022</td><td>136,497</td></tr><tr><td>合計</td><td>219,385</td><td>67,945</td><td>151,440</td></tr></table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	建物	2,933	529	2,403	機械装置	7,230	5,028	2,201	工具器具備品	17,702	7,364	10,337	ソフトウェア	191,520	55,022	136,497	合計	219,385	67,945	151,440	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (千円)</th><th>減価償却累計額相当額 (千円)</th><th>期末残高相当額 (千円)</th></tr><tr><td>建物</td><td>2,933</td><td>1,018</td><td>1,914</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>3,580</td><td>3,281</td><td>298</td></tr><tr><td>工具器具備品</td><td>10,405</td><td>6,024</td><td>4,381</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>202,811</td><td>96,063</td><td>106,747</td></tr><tr><td>合計</td><td>219,729</td><td>106,388</td><td>113,341</td></tr></table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	建物	2,933	1,018	1,914	機械装置	3,580	3,281	298	工具器具備品	10,405	6,024	4,381	ソフトウェア	202,811	96,063	106,747	合計	219,729	106,388	113,341
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																														
建物	2,933	529	2,403																																														
機械装置	7,230	5,028	2,201																																														
工具器具備品	17,702	7,364	10,337																																														
ソフトウェア	191,520	55,022	136,497																																														
合計	219,385	67,945	151,440																																														
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																														
建物	2,933	1,018	1,914																																														
機械装置	3,580	3,281	298																																														
工具器具備品	10,405	6,024	4,381																																														
ソフトウェア	202,811	96,063	106,747																																														
合計	219,729	106,388	113,341																																														
② 未経過リース料期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額																																																
1年以内 43,787千円	1年以内 41,564千円																																																
1年超 108,909千円	1年超 73,378千円																																																
合計 152,696千円	合計 114,943千円																																																
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																																
支払リース料 48,554千円	支払リース料 47,372千円																																																
減価償却費相当額 46,769千円	減価償却費相当額 45,706千円																																																
支払利息相当額 2,580千円	支払利息相当額 1,985千円																																																
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法																																																
減価償却費相当額の算定方法	減価償却費相当額の算定方法																																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左																																																
利息相当額の算定方法	利息相当額の算定方法																																																
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左																																																
2 オペレーティング・リース取引 (借主側)	2 オペレーティング・リース取引 (借主側)																																																
未経過リース料	未経過リース料																																																
1年以内 5,044千円	1年以内 8,080千円																																																
1年超 6,076千円	1年超 6,437千円																																																
合計 11,121千円	合計 14,518千円																																																

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役1名、関係会社取締役2名、従業員21名	取締役2名、監査役2名、関係会社取締役2名、従業員441名
株式の種類別ストック・オプション数(注)1	普通株式 400株	普通株式 1,500株
付与日	平成17年3月15日	平成18年3月30日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成19年3月15日から 平成27年3月14日まで	平成21年3月13日から 平成28年3月10日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②新株予約権発行時において当社または当社子会社及び当社の関連会社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社及び当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ③当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。
- ④その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	389	1,500
付与	—	—
失効	2	153
権利確定	387	—
未確定残	—	1,347
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	387	—
権利行使	—	—
失効	25	—
未行使残	362	—

② 単価情報

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000	60,000
行使時平均株価 (円)	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
1	繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳	1	繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳
	繰延税金資産 (千円)		繰延税金資産 (千円)
	未払事業税 14,951		未払事業税 16,910
	賞与引当金 35,262		賞与引当金 54,608
	未払社会保険料 4,546		未払社会保険料 7,041
	減価償却費 4,098		減価償却費 4,960
	出資金評価損 3,784		出資金評価損 3,784
	その他 1,174		その他 5,266
	繰延税金資産小計 63,818		繰延税金資産小計 92,571
	評価性引当額 △3,784		評価性引当額 △3,784
	繰延税金資産合計 60,034		繰延税金資産合計 88,787
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
	(単位：%)		(単位：%)
	法定実効税率 40.69		法定実効税率 40.69
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 2.81		交際費等永久に損金に算入されない項目 2.61
	住民税均等割等 5.29		住民税均等割等 1.99
	評価性引当額 2.34		その他 △0.55
	その他 △0.94		税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.74
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 50.19		

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	福本英久	—	—	当社取締役	(被所有)直接1.6	—	—	家賃補助	1,764	—	—

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件は、当社と本人の双方協議を経て取締役会にて決議しております。
3. 当社取締役への借上社宅に関する家賃補助については、当事業年度末においては取引を解消しております。

当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	30,546円27銭	39,374円00銭
1株当たり当期純利益	4,561円53銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、新株予約権 の残高はありますが、当社株式は非 上場であり期中平均株価が把握でき ないため記載しておりません。	11,371円51銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、新株予 約権の残高はありますが、当社株 式は非上場であり期中平均株価が 把握できないため記載しておりま せん。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益(千円)	80,401	234,321
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	80,401	234,321
期中平均株式数(株)	17,626	20,606
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含まれな かった潜在株式の概要	新株予約権(新株予約権の数 1,889個)。詳細は「第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 の通りであります。	新株予約権(新株予約権の数 1,709個)。詳細は「第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記 載の通りであります。

1. 平成18年12月6日をもって、A種株式2,452株を普通株式4,168株に転換しております。このため当事業年度の期中平均株式数は、当該転換が期首に行われたものとして算出しております。

前事業年度については、A種株式は普通株式と同等の取扱をしております。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	1 第3回新株予約権について 平成19年6月27日開催の定時株主総会において、当社の取締役に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次のとおり新株予約権を付与しております。 (1) 新株予約権の発行日 平成19年7月31日 (2) 付与対象者の区分 平成19年6月27日開催の定時株主総会終結時に在任する取締役 (3) 新株予約権の数 120個 (4) 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 (5) 新株予約権の目的となる株式の数 120株 (6) 新株予約権の行使価額 行使価額は、平成19年3月期を基準期とした株式会社ジャスダック証券取引所への株式上場の際に行

前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
	なう株式公開時の新規募集株式の発行価格とする。 (7)新株予約権の行使期間 平成21年 7 月21日から 平成29年 6 月27日まで (8)新株予約権の行使条件 ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 ②新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 ③当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。 ④その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。 2 第4回新株予約権について 平成19年 6 月27日開催の定時株主総会において、当社の従業員に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次のとおり新株予約権を付与しております。 (1)新株予約権の発行日 平成19年 7 月31日 (2)付与対象者の区分 平成19年 6 月27日開催の定時株主総会終結時に在任する執行役員及び、平成18年 3 月16日（第2回新株予約権の付与対象者確定の翌日）より平成19年 3 月31日までの間に採用または登用され、平成19年 7 月20日現在、在籍する従業員 (3)新株予約権の数 103個 (4)新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 (5)新株予約権の目的となる株式の数 103株 (6)新株予約権の行使価額 行使価額は、平成19年 3 月期を基準期とした株式会社ジャスダック証券取引所への株式上場の際して行なう株式公開時の新規募集株式の発行価格とする。 (7)新株予約権の行使期間 平成21年 7 月21日から 平成29年 6 月27日まで

前事業年度 (自 平成17年 4 月 1 日 至 平成18年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
	(8) 新株予約権の行使条件 ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 ②新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 ③当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。 ④その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

⑥【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	24,060	13,279	—	37,340	11,469	3,885	25,870
機械装置	1,202	—	—	1,202	378	213	823
車輛運搬具	200	—	—	200	146	42	53
工具器具備品	17,241	17,311	655	33,898	16,255	5,373	17,642
有形固定資産計	42,705	30,590	655	72,640	28,249	9,514	44,390
無形固定資産							
商標権	6,296	—	6,296	—	—	629	—
ソフトウェア	1,810	20,815	—	22,625	2,605	2,123	20,019
電話加入権	4,299	—	—	4,299	—	—	4,299
無形固定資産計	12,405	20,815	6,296	26,924	2,605	2,752	24,318
長期前払費用	26,239	7,951	807	33,383	22,134	10,589	11,249

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回期限前償還条項 付無担保社債	平成16. 8. 25	140,000 (40,000)	— (—)	0.375	無担保	—
合計	—	140,000 (40,000)	— (—)	—	—	—

(注) 「前期末残高」欄の()は、内数で1年以内償還予定の金額であります。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,250,000	1,100,000	1.157	—
1年以内に返済予定の長期借入金	20,000	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	50,000	—	—	—
合計	1,320,000	1,100,000	—	—

(注) 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,783	2,183	—	1,783	2,183
賞与引当金	86,662	134,204	86,662	—	134,204

(注) 貸倒引当金の当期減少額のその他は洗替によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

a 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	1,660
預金	
普通預金	1,320,981
計	1,320,981
合計	1,322,641

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
タイコエレクトロニクスレイケム株式会社	303,871
セイコーインスツル株式会社	147,114
石川島播磨重工業株式会社	137,156
ソニーイーエムシーエス株式会社	107,772
株式会社リコー	100,477
その他	1,383,171
計	2,179,564

(注) 石川島播磨重工業株式会社につきましては、平成19年7月1日より社名を株式会社IHIに変更しております。

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
1,778,555	16,089,101	15,688,092	2,179,564	87.8	45

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 仕掛品

品名	金額（千円）
(千葉テック) 携帯電話部品 検査	2,756
(岩手テック) ホームエンタテインメント機器 修理	1,637
その他	1,985
計	6,379

d 貯蔵品

品名	金額（千円）
家電、A V修理用部品材料費 （さいたまテック、中部テック）	5,889
切手、収入印紙他	291
計	6,180

② 負債の部

a 未払金

区分	金額（千円）
給与	844,627
株式会社日産フィナンシャルサービス	4,862
東北電力株式会社	4,150
パイオニア株式会社	3,867
さいたま市他（事業所税）	3,454
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	3,218
その他	59,463
計	923,644

b 未払費用

区分	金額（千円）
社会保険料	243,107
労働保険料	37,494
その他	30,150
計	310,753

c 未払消費税等

区分	金額（千円）
未払消費税	181,186
未払地方消費税	45,296
計	226,483

d 預り金

区分	金額（千円）
預り社会保険料	218,390
源泉所得税	16,503
預り雇用保険料	7,878
預り住民税	2,275
持株会	630
計	245,678

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から 3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1株券 10株券 100株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告とし、次の当社ホームページアドレスに掲載します。 (http://www.n-ms.co.jp/) 但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、証券取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成18年10月27日	ジャフコバイアウト2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内1-8-2(株式会社ジャフコ内)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	株式会社三菱東京UFJ銀行 頭取 畔柳信雄	東京都千代田区丸の内2-7-1	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	192	48,000,000 (250,000)	取引関係強化のため
平成18年10月27日	JAFECO Buyout No. 2 Investment Limited Partnership(Cayman)L. P. Director Shinichi Fuki	PO BOX 309GT UGLAND HOUSE SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	株式会社三菱東京UFJ銀行 頭取 畔柳信雄	東京都千代田区丸の内2-7-1	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	8	2,000,000 (250,000)	取引関係強化のため
平成18年10月27日	ジャフコバイアウト2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内1-8-2(株式会社ジャフコ内)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	商工組合中央金庫 理事長 江崎格	東京都中央区八重洲2-10-17	—	77	19,250,000 (250,000)	取引関係強化のため
平成18年10月27日	JAFECO Buyout No. 2 Investment Limited Partnership(Cayman)L. P. Director Shinichi Fuki	PO BOX 309GT UGLAND HOUSE SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	商工組合中央金庫 理事長 江崎格	東京都中央区八重洲2-10-17	—	3	750,000 (250,000)	取引関係強化のため
平成18年10月27日	ジャフコバイアウト2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内1-8-2(株式会社ジャフコ内)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	アサヒブリテック株式会社 代表取締役社長 寺山満春	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町21	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	480	120,000,000 (250,000)	取引関係強化のため
平成18年10月27日	JAFECO Buyout No. 2 Investment Limited Partnership(Cayman)L. P. Director Shinichi Fuki	PO BOX 309GT UGLAND HOUSE SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	アサヒブリテック株式会社 代表取締役社長 寺山満春	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町21	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	20	5,000,000 (250,000)	取引関係強化のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成18年11月15日	ジャフコバイアウト2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内1-8-2 (株式会社ジャフコ内)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	株式会社三井住友銀行 頭取 奥正之	東京都千代田区有楽町1-1-2	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	192	48,000,000 (250,000)	取引関係強化のため
平成18年11月15日	JAFco Buyout No. 2 Investment Limited Partnership(Cayman)L. P. Director Shinichi Fuki	PO BOX 309GT UGLAND HOUSE SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	株式会社三井住友銀行 頭取 奥正之	東京都千代田区有楽町1-1-2	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	8	2,000,000 (250,000)	取引関係強化のため
平成18年11月15日	ジャフコバイアウト2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内1-8-2 (株式会社ジャフコ内)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング 代表取締役 中村亨	東京都港区北青山1-2-7	—	38	9,500,000 (250,000)	取引関係強化のため
平成18年11月15日	JAFco Buyout No. 2 Investment Limited Partnership(Cayman)L. P. Director Shinichi Fuki	PO BOX 309GT UGLAND HOUSE SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング 代表取締役 中村亨	東京都港区北青山1-2-7	—	2	500,000 (250,000)	取引関係強化のため
平成18年11月15日	ジャフコバイアウト2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内1-8-2 (株式会社ジャフコ内)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 石原邦夫	東京都千代田区丸の内1-2-1	—	77	19,250,000 (250,000)	取引関係強化のため
平成18年11月15日	JAFco Buyout No. 2 Investment Limited Partnership(Cayman)L. P. Director Shinichi Fuki	PO BOX 309GT UGLAND HOUSE SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 石原邦夫	東京都千代田区丸の内1-2-1	—	3	750,000 (250,000)	取引関係強化のため
平成18年11月15日	ジャフコバイアウト2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内1-8-2 (株式会社ジャフコ内)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	朝日火災海上保険株式会社 取締役社長 大家一穂	東京都千代田区神田美土代町7	—	38	9,500,000 (250,000)	取引関係強化のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成18年11月15日	JAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership(Cayman)L. P. Director Shinichi Fuki	PO BOX 309GT UGLAND HOUSE SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS	特別利害関係者等(大株主上位10名)	朝日火災海上保険株式会社取締役社長 大家一穂	東京都千代田区神田美土代町7	—	2	500,000 (250,000)	取引関係強化のため
平成18年12月6日	—	—	—	小野文明	神奈川県横浜市中区	特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社の代表取締役)(当社の関係会社の役員)	1,478	—	A種株式強制転換による
平成18年12月6日	—	—	—	福本英久	東京都北区	特別利害関係者等(大株主上位10名)(当社の取締役)	140	—	A種株式強制転換による
平成18年12月6日	—	—	—	山田文彌	愛知県一宮市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	70	—	A種株式強制転換による

- (注) 1. 当社は、株式会社ジャスダック証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第23条並びに上場前公募等規則の取扱い第19条の規定において、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下、1. おいて同じ)が、上場申請日の直前事業年度末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含み、新規上場申請者の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合を除く。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を「有価証券上場規程に関する取扱い要項」2.(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書」に記載することとされています。
2. 上場前公募等規則第24条並びに上場前公募等規則の取扱い第20条の規定において、当社は上場日から5年間、当該株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされています。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており、同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない旨を公表できるとされています。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者・・・・・・役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 証券会社(外国証券会社を含む。)及びその役員並びに証券会社の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー方式、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成18年3月30日	平成18年3月30日	平成19年7月31日	平成19年7月31日
種類	普通株式	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行数	1,270株	1,500株	120株	103株
発行価格	60,000円	60,000円	(注) 4	(注) 4
資本組入額	30,000円	30,000円	(注) 4	(注) 4
発行価額の総額	76,200,000円	90,000,000円	(注) 4	(注) 4
資本組入額の総額	38,100,000円	45,000,000円	(注) 4	(注) 4
発行方法	有償第三者割当	平成18年3月10日開催の臨時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定による新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成19年6月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定による新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成19年6月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定による新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 2	(注) 2

(注) 1 第三者割当増資等による株式等の発行の制限及び禁止に関し、株式会社ジャスダック証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下の通りであります。

- (1) 同取引所の定める上場前公募等規則第25条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの期間においては、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。以下同じ）の末日の1年前の日以後において、株主割当又は優先出資割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法（以下「第三者割当等」という）による募集株式の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める上場前公募等規則第28条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、その役員又は従業員その他の同取引所が定める者であって、かつ、同取引所が適当と認めるもの（以下、「役員又は従業員等」という。）に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、同取引所が必要と認める書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、上記(1)、(2)の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は平成19年3月31日であります。

2 上記1. (2)の規定及び上場前公募等規則の取扱い第24条の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、原則として新株予約権の割当日から新株予約権の行使を行う日まで所有する等の確約を行っております。

- 3 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、ディスカウントキャッシュフロー方式、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
- 4 発行価格および資本組入額につきましては、以下のとおりであります。
新株予約権の権利行使価額は、当社株式が、平成19年3月期を基準期とした株式会社ジャスダック証券取引所への株式上場に際して行なう株式公開時の新規募集株式の発行価格と同額となっております。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとなっております。

- 5 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	60,000円	当社の株式公開時の発行価格	当社の株式公開時の発行価格
行使請求期間	平成21年3月13日から 平成28年3月10日まで	平成21年7月21日から 平成29年6月27日まで	平成21年7月21日から 平成29年6月27日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	新株予約権の行使の条件 (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 (3) 当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。 (4) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。 (5) 新株予約権の譲渡および質入についてはこれを認めない。	新株予約権の行使の条件 (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 (3) 当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。 (4) 新株予約権の譲渡および質入についてはこれを認めない。	同左

2【取得者の概況】

(株式)

(1) 平成18年3月30日発行分

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
日本マニファクチャリングサービス社員持株会 理事長 板谷 政幸	東京都新宿区西新宿3-20-2	社員持株会	250	15,000,000 (60,000)	社員持株会
福本 英久	東京都北区	会社役員	100	6,000,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
山田 文彌	愛知県一宮市	会社役員	100	6,000,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
末廣 紀彦	神奈川県川崎市多摩区	会社役員	100	6,000,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員
定梶 由紀子	神奈川県座間市	会社員	100	6,000,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員
小野 文明	神奈川県横浜市都筑区	代表取締役	50	3,000,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役) (当社の関係会社の役員)
山田 光義	千葉県松戸市	会社役員	50	3,000,000 (60,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
土橋 紀隆	神奈川県厚木市	会社役員	50	3,000,000 (60,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
利 紀元	神奈川県横浜市金沢区	会社員	50	3,000,000 (60,000)	当社の顧問
佐藤 和幸	宮城県仙台市青葉区	会社員	50	3,000,000 (60,000)	当社の従業員
坂本 欣也	奈良県橿原市	会社員	50	3,000,000 (60,000)	当社の従業員
張 国梁	東京都荒川区	会社役員	50	3,000,000 (60,000)	特別利害関係者等 (当社の関係会社の役員)
平賀 庚司	東京都葛飾区	会社員	30	1,800,000 (60,000)	当社の顧問
青天目 健	茨城県稲敷郡阿見町	会社員	30	1,800,000 (60,000)	特別利害関係者等 (当社の関係会社の役員)
國分 清司	東京都調布市	会社員	30	1,800,000 (60,000)	当社の従業員
株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング 代表取締役 中村亨 資本金 4,000万円	東京都港区北青山1-2-7	コンサルタント業	30	1,800,000 (60,000)	当社の取引先

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
石 寄 信 憲	東京都豊島区	弁護士	25	1,500,000 (60,000)	当社の顧問弁護士
古 中 正 昭	神奈川県鎌倉市	会社員	20	1,200,000 (60,000)	当社の顧問
戸 谷 英 雄	神奈川県横浜市青葉区	会社員	20	1,200,000 (60,000)	当社の従業員
渡 辺 憲 彦	宮城県仙台市太白区	会社員	15	900,000 (60,000)	当社の従業員
二 瓶 和 伸	宮城県仙台市泉区	会社員	15	900,000 (60,000)	当社の従業員
板 谷 政 幸	千葉県柏市	会社員	10	600,000 (60,000)	当社の従業員
高 井 浩 路	神奈川県川崎市多摩区	会社員	10	600,000 (60,000)	当社の従業員
遠 藤 博 幸	千葉県野田市	会社員	10	600,000 (60,000)	当社の従業員
保 土 原 正 志	宮城県大崎市	会社員	10	600,000 (60,000)	当社の従業員
藤 田 雅 志	東京都調布市	会社員	10	600,000 (60,000)	当社の従業員
萩 原 明 憲	岩手県一関市	会社員	5	300,000 (60,000)	当社の従業員

(新株予約権)

(1) 平成18年3月30日発行分

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
福 本 英 久	東京都北区	会社役員	70	4,200,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
末 廣 紀 彦	神奈川県川崎市多摩区	会社役員	65	3,900,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員
山 田 文 彌	愛知県一宮市	会社役員	50	3,000,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
板 谷 政 幸	千葉県柏市	会社員	47	2,820,000 (60,000)	当社の従業員
佐 藤 和 幸	宮城県仙台市青葉区	会社員	40	2,400,000 (60,000)	当社の従業員
青 天 目 健	茨城県稲敷郡阿見町	会社員	35	2,100,000 (60,000)	特別利害関係者等 (当社の関係会社の役員)
萩 原 明 憲	岩手県一関市	会社員	35	2,100,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
遠藤 博幸	千葉県野田市	会社員	25	1,500,000 (60,000)	当社の従業員
定梶 由紀子	神奈川県座間市	会社員	25	1,500,000 (60,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員
二瓶 和伸	宮城県仙台市泉区	会社員	25	1,500,000 (60,000)	当社の従業員
渡辺 憲彦	宮城県仙台市太白区	会社員	25	1,500,000 (60,000)	当社の従業員
張 国梁	東京都荒川区	会社役員	20	1,200,000 (60,000)	特別利害関係者等 (当社の関係会社の 役員)
古内 真人	千葉県香取市	会社員	20	1,200,000 (60,000)	当社の従業員
伊藤 史紀	神奈川県厚木市	会社員	15	900,000 (60,000)	当社の従業員
組橋 克彦	東京都立川市	会社員	15	900,000 (60,000)	当社の従業員
染矢 正	福岡県久留米市	会社員	15	900,000 (60,000)	当社の従業員
藤田 雅志	東京都調布市	会社員	15	900,000 (60,000)	当社の従業員
安東 雄一	岩手県一関市	会社員	10	600,000 (60,000)	当社の従業員
石山 義隆	茨城県下妻市	会社員	10	600,000 (60,000)	当社の従業員
小野 雅弘	宮城県岩沼市	会社員	10	600,000 (60,000)	当社の従業員
加藤 隆之	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	10	600,000 (60,000)	当社の従業員
早乙女 正敦	埼玉県さいたま市南区	会社員	10	600,000 (60,000)	当社の従業員
坂本 英樹	熊本県熊本市	会社員	10	600,000 (60,000)	当社の従業員
土橋 紀隆	神奈川県厚木市	会社役員	10	600,000 (60,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
松原 輝彦	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	10	600,000 (60,000)	当社の従業員
山下 篤司	愛知県名古屋市西区	会社員	10	600,000 (60,000)	当社の従業員
山田 光義	千葉県松戸市	会社役員	10	600,000 (60,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
大内 穰	宮城県仙台市太白区	会社員	8	480,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
清水 輝	宮城県白石市	会社員	7	420,000 (60,000)	当社の従業員
山本 五月	神奈川県厚木市	会社員	7	420,000 (60,000)	当社の従業員
阿部 史朗	千葉県成田市	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
飯淵 誠	宮城県黒川郡富谷町	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
大島 比呂美	埼玉県草加市	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
齋藤 勉	栃木県足利市	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
桜井 和明	宮城県仙台市泉区	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
佐藤 誠	岩手県一関市	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
清水 敬芳	東京都渋谷区	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
下村 哲郎	佐賀県佐賀郡川副町	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
高橋 成治	岩手県一関市	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
津野 正和	神奈川県秦野市	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
二階堂 純啓	宮城県登米市	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
野村 勲	千葉県松戸市	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
洞澤 理恵	東京都大田区	会社員	6	360,000 (60,000)	当社の従業員
久野 秀之	茨城県つくば市	会社員	5	300,000 (60,000)	当社の従業員
三枝 正知	栃木県下都賀郡壬生町	会社員	5	300,000 (60,000)	当社の従業員
高橋 雅史	神奈川県秦野市	会社員	5	300,000 (60,000)	当社の従業員
野村 友則	茨城県取手市	会社員	5	300,000 (60,000)	当社の従業員
藤原 智裕	宮城県仙台市太白区	会社員	5	300,000 (60,000)	当社の従業員
松本 正登	埼玉県さいたま市中央区	会社員	5	300,000 (60,000)	当社の従業員
山田 威	栃木県栃木市	会社員	5	300,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
芦原 亜紀	東京都調布市	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
阿部 賢	東京都江戸川区	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
阿部 廣之	埼玉県本庄市	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
荒井 幸弘	福島県郡山市	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
飯島 辰弘	岩手県一関市	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
今泉 博文	千葉県富里市	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
岩澤 武	福島県郡山市	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
大内 剛	茨城県稲敷郡阿見町	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
大峽 孝宏	山形県東置賜郡高畠町	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
奥山 晃	埼玉県南埼玉郡宮代町	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
小倉 寛士	東京都多摩市	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
小澤 英樹	千葉県柏市	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
小島 正弘	岩手県一関市	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
軽石 幸良	宮城県加美郡加美町	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
菊地 勝昭	福島県郡山市	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
蜂谷 文雄	宮城県栗原市	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
林 貴雄	埼玉県さいたま市岩槻区	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
蛭間 志津子	愛知県愛知郡長久手町	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
古屋 征宣	岩手県一関市	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
幕内 竹人	茨城県龍ヶ崎市	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
李 晶	埼玉県蕨市	会社員	4	240,000 (60,000)	当社の従業員
石山 勝如	宮城県仙台市太白区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
井出 浩介	千葉県野田市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
伊藤 裕理子	東京都文京区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
内田 洋一	福岡県久留米市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
太田 かずみ	宮城県岩沼市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
大平 浩二	宮城県塩釜市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
尾島 祐介	神奈川県横浜市瀬谷区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
小野寺 さなえ	宮城県栗原市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
小山 慎祐	山形県寒河江市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
折笠 守利	千葉県松戸市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
梶原 和洋	宮城県気仙沼市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
神山 裕紀	神奈川県横浜市港北区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
川田 由美	栃木県小山市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
熊倉 博史	埼玉県北葛飾郡鷺宮町	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
小岩 美保	岩手県一関市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
小原田 明男	宮城県黒川郡大和町	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
三枝 千里	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
西周 扶佐子	千葉県茂原市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
櫻井 知恵子	東京都調布市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
佐藤 忠	宮城県岩沼市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
佐藤 美津子	岩手県花巻市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
佐藤 優可理	宮城県柴田郡大河原町	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
鈴木 憲司	宮城県仙台市泉区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
清木 俊見	埼玉県春日部市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
高石 洋介	神奈川県横浜市港南区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
高泉 勝陽	岩手県一関市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
高木 俊光	東京都練馬区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
高橋 とく子	岩手県一関市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
田口 秀之	埼玉県さいたま市北区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
田中 敏彦	宮城県黒川郡大和町	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
田中 裕二	神奈川県厚木市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
千葉 旭	岩手県一関市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
鶴留 憲一	埼玉県深谷市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
遠山 浩彦	千葉県流山市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
富田 雄二	愛知県名古屋市中区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
長田 凱	東京都江戸川区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
中村 八千代	福島県郡山市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
野原 大介	東京都調布市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
原 頼定	福岡県大牟田市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
針生 菜々子	宮城県仙台市宮城野区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
渡辺 恵	福島県郡山市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
保土田 和見	茨城県板東市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
増田 織江	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
森井 達彦	千葉県我孫子市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
森 孝元	宮城県宮城郡七ヶ浜町	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
平野 香峰子	千葉県松戸市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
矢野 晃	千葉県香取市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
山口 幸恵	愛知県一宮市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
山本 静香	埼玉県春日部市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
吉原 幸子	埼玉県鳩ヶ谷市	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
渡邊 太一	千葉県千葉市若葉区	会社員	3	180,000 (60,000)	当社の従業員
吾妻 春美	福島県須賀川市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
飯野 大輔	神奈川県厚木市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
岩下 美和	神奈川県厚木市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
上田 大輔	神奈川県座間市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
別宮 由香	千葉県千葉市中央区	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
小沼 義弘	福島県安達郡大玉村	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
小野 真穂	宮城県仙台市太白区	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
小林 恵	宮城県白石市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
小松 真也	神奈川県厚木市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
込山 善子	神奈川県秦野市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
齋藤 康之	千葉県香取市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
佐藤 幸吉	宮城県東松島市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
高下 大作	神奈川県座間市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
長谷川 正	千葉県千葉市若葉区	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
早坂 正規	宮城県加美郡加美町	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
三浦 健	宮城県仙台市泉区	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
三浦 忠幸	埼玉県深谷市	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
御園 義徳	千葉県千葉市若葉区	会社員	2	120,000 (60,000)	当社の従業員
池田 弘毅	宮城県黒川郡大和町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
氏原 幸恵	神奈川県横浜市磯子区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
遠藤 英洋	千葉県木更津市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
尾首 史典	埼玉県さいたま市岩槻区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
小島 広貴	愛知県一宮市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
菊池 守	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
北島 賢一	千葉県市原市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
今野 敦夫	宮城県仙台市泉区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
佐藤 敏雄	神奈川県藤沢市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
佐藤 義博	宮城県本吉郡南三陸町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
澤下 友広	千葉県我孫子市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
菅原 佐喜雄	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
鈴木 正晃	宮城県黒川郡大和町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
高橋 太志	岐阜県瑞浪市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
千葉 実	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
永山 幸英	福島県郡山市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
松井 俊明	埼玉県越谷市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
目黒 雅樹	千葉県四街道市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
愛甲 和代	熊本県熊本市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
伊東 英夫	福岡県久留米市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
伊東 幹男	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
伊藤 靖	宮城県仙台市太白区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
伊藤 良	福島県郡山市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
井上 安子	熊本県熊本市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
井上 智之	千葉県香取市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
右田 幸広	福岡県大牟田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
宇都宮 智	福岡県久留米市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
臼井 広樹	宮城県気仙沼市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
永尾 智仁	神奈川県秦野市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
越川 章	茨城県神栖市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
猿渡 祐二	熊本県合志市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
遠藤 徳子	宮城県気仙沼市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
遠藤 和則	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
遠野 信春	岩手県陸前高田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
奥泉 久美子	埼玉県入間郡毛呂山町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
横倉 智	茨城県下妻市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
横田 敬二	茨城県稲敷市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
岡田 義之	宮城県名取市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
加古 晶	福島県須賀川市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
加藤 弘孝	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
海老原 啓介	茨城県稲敷市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
角谷 保政	茨城県古河市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
角田 勝	千葉県松戸市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
釜石 仁	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
丸山 祐介	茨城県神栖市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
岩月 恵子	埼玉県加須市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
岩渕 悟	宮城県角田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
岩渕 真由美	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
菊地 剛	宮城県仙台市青葉区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
菊地 正己	福島県本宮市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
菊池 亜紀子	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
菊田 義幸	宮城県仙台市太白区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
吉岡 哲弘	埼玉県幸手市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
吉村 直人	千葉県市原市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
久保木 孝子	千葉県香取市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
金 研也	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
金坂 浩芳	千葉県成田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
金子 悦子	埼玉県春日部市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
金子 禮子	茨城県潮来市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
熊谷 江利加	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
熊谷 隆弘	宮城県気仙沼市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
栗芝 ひろみ	千葉県銚子市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
桑田 みどり	千葉県成田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
君島 真一	福島県郡山市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
原田 雄二	神奈川県横浜市栄区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
原 百合香	埼玉県川越市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
古賀 勤	福岡県久留米市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
後藤 一恵	千葉県香取市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
後藤 民雄	茨城県古河市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
工藤 良江	埼玉県児玉郡神川町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
江尻 理恵	埼玉県加須市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
江田 裕之	埼玉県川口市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
荒川 伴吉	宮城県登米市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
荒木 友美	宮城県柴田郡柴田町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
高橋 栄美	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
高橋 法雄	東京都小平市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
高山 伸治	福岡県大牟田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
高田 由香里	千葉県香取郡東庄町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
高田 裕治	千葉縣市原市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
高柳 誠	茨城県稲敷郡東町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
黒川 誠二	千葉県千葉市中央区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
黒田 桂子	千葉県香取市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
今野 直幸	宮城県大崎市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
根岸 光治	宮城県柴田郡川崎町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
根本 暁子	茨城県稲敷市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
佐竹 伸介	千葉県木更津市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
佐藤 かつえ	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
佐藤 一也	福島県郡山市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
佐藤 純子	宮城県角田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
佐藤 美樹	埼玉県入間郡毛呂山町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
佐藤 文章	宮城県亶理郡亶理町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
佐藤 芳宏	宮城県仙台市青葉区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
佐野 直美	宮城県黒川郡大和町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
細渕 智寿	東京都西多摩郡瑞穂町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
坂本 浩一	茨城県稲敷市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
三好 裕之	宮城県岩沼市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
三石 加奈美	福岡県大牟田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
三輪 仁憲	茨城県取手市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
山形 伸之	福岡県久留米市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
山口 晃弘	福岡県大牟田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
山口 重男	茨城県結城郡八千代町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
山口 登美枝	千葉県香取郡神崎町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
山中 悦子	福島県安達郡本宮町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
山田 俊朗	千葉県市原市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
山田 敦夫	千葉県香取市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
山本 安晴	茨城県神栖市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
山来 晴彦	茨城県行方市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
山崎 三生子	宮城県気仙沼市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
糸山 博	福岡県八女市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
鹿野 晃也	宮城県石巻市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
若月 紀夫	福島県郡山市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
酒井 すみ子	茨城県かすみがうら市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
酒井 毅行	茨城県潮来市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
秋月 友榮	千葉県香取市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
小磯 仁	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
小口 清美	茨城県猿島郡五霞町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
小松 真一	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
小沼 武彦	茨城県行方市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
小川 まさえ	宮城県黒川郡富谷町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
小野寺 絵美	宮城県仙台市青葉区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
小野寺 美幸	岩手県奥州市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
松崎 京子	福島県郡山市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
松山 好人	宮城県柴田郡柴田町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
松村 真知子	埼玉県川越市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
松田 英俊	福岡県大牟田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
松本 貴也	埼玉県川越市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
松木 義高	茨城県北相馬郡利根町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
鐘ヶ江 むつ子	福岡県大牟田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
新田 充輝	千葉県千葉市中央区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
新堀 美幸	千葉県香取市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
新野 正一	埼玉県さいたま市岩槻区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
森井 明	熊本県玉名市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
森 英恵	宮城県亘理郡山元町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
森山 和美	福岡県柳川市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
真山 拓也	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
針生 義久	山形県東根市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
水野 美穂子	埼玉県富士見市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
菅原 賢彦	宮城県仙台市太白区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
瀬谷 真吾	埼玉県本庄市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
星 健太郎	宮城県角田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
斉藤 秀幸	千葉県柏市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
斉藤 友美	茨城県かすみがうら市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
石井 明	茨城県古河市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
石黒 昌亨	千葉県市原市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
石神 正樹	茨城県潮来市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
石川 美代子	千葉県香取郡東庄町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
石塚 忠左衛門	東京都立川市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
石塚 典子	茨城県稲敷市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
赤穂 雅文	茨城県牛久市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
赤澤 貴史	千葉県松戸市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
千田 告	宮城県宮城郡利府町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
千葉 達也	宮城県柴田郡柴田町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
千葉 利子	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
千葉 倫太郎	宮城県柴田郡大河原町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
前田 友哉	千葉県松戸市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
村山 広	千葉縣市原市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
村上 貴法	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
多田 勝三	千葉県香取市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
多田 正建	千葉県旭市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
大井 純子	埼玉県川越市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
大橋 満	千葉縣市原市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
大胡 洋介	茨城県神栖市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
大石 謙弥	神奈川県平塚市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
大石 陽平	宮城県柴田郡村田町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
大竹 幹夫	福島県郡山市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
大塚 隆司	神奈川県相模原市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
大野 佳希	栃木県河内郡上三川町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
大野 行弘	埼玉県川越市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
鷹箸 雅彦	千葉縣市川市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
中山 隆	茨城県結城市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
中川 千穂	熊本県荒尾市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
中村 政道	茨城県稲敷郡阿見町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
中村 美香	埼玉県児玉郡神川町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
中鉢 秀樹	宮城県柴田郡柴田町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
鳥羽 永理子	千葉県香取市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
椎名 幸恵	千葉県旭市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
塚本 修平	福岡県久留米市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
塚本 達也	福岡県大牟田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
辻 博文	千葉県市原市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
椿 和代	千葉県成田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
田口 直樹	埼玉県春日部市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
田中 滋	福岡県大牟田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
田中 秀嗣	岐阜県羽島市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
田辺 久利	千葉県銚子市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
渡部 和哉	福島県郡山市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
渡辺 純子	栃木県宇都宮市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
藤田 好宏	宮城県仙台市太白区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
藤田 磨祐	岩手県一関市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
内堀 明美	茨城県潮来市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
南城 真珠美	宮城県仙台市泉区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
南條 達也	宮城県角田市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
二階堂 純	宮城県登米市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
萩原 秀子	千葉県船橋市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
白井 浩志	千葉県富里市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
飯塚 久江	茨城県稲敷市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
服部 信隆	福島県安達郡本宮町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
平山 文子	茨城県稲敷市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
平田 正幸	熊本県荒尾市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
壁谷沢 勇	福島県郡山市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
片井 良久	埼玉県川越市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
豊岡 寿文	千葉県市原市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
明間 博昌	茨城県潮来市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
明石 城幸	千葉県香取市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
茂木 晴美	神奈川県厚木市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
門馬 裕次	山形県寒河江市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
野田 幸太郎	愛知県春日井市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
野平 智恵子	千葉県香取市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
里 崇之	岩手県岩手郡滝沢村	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
林 能弘	神奈川県横浜市港北区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
林 文子	茨城県稲敷市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
鈴木 規子	千葉県香取郡多古町	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
鈴木 信一	千葉県我孫子市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
和泉 睦子	宮城県仙台市泉区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
亘理 賢二	宮城県仙台市泉区	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員
彌永 昌弘	福岡県久留米市	会社員	1	60,000 (60,000)	当社の従業員

(注) 退職等により権利を失効した付与対象者(92名235株)については記載しておりません。

(2) 平成19年7月31日発行分

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
小野 文明	神奈川県横浜市都筑区	代表取締役	40	(注)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役) (当社の関係会社の役員)
福本 英久	東京都北区	会社役員	40	(注)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
末廣 紀彦	神奈川県川崎市多摩区	会社役員	40	(注)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)

(注) 行使価額は、当社株式が、平成19年3月期を基準期とした株式会社ジャスダック証券取引所への株式上場
に際して行う株式公開時の新規募集株式の発行価格と同額となっております。

(3) 平成19年7月31日発行分

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
板谷 政幸	千葉県柏市	会社員	11	(注)	当社の従業員
佐藤 和幸	宮城県仙台市青葉区	会社員	11	(注)	当社の従業員
萩原 明憲	岩手県一関市	会社員	11	(注)	当社の従業員
利 紀元	神奈川県横浜市金沢区	会社員	11	(注)	当社の従業員
野澤 亜希子	東京都新宿区	会社員	1	(注)	当社の従業員
山中 富美子	東京都西東京市	会社員	1	(注)	当社の従業員
王 雪晶	栃木県小山市	会社員	1	(注)	当社の従業員
魯 尚呉	東京都江戸川区	会社員	1	(注)	当社の従業員
久保 秀之	東京都葛飾区	会社員	1	(注)	当社の従業員
山本 優子	東京都日野市	会社員	1	(注)	当社の従業員
曾根 清一	宮城県仙台市泉区	会社員	1	(注)	当社の従業員
大曾 由香	埼玉県川越市	会社員	1	(注)	当社の従業員
中澤 永二	東京都世田谷区	会社員	1	(注)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
西村 宏文	東京都練馬区	会社員	1	(注)	当社の従業員
林 芳朗	北海道札幌市東区	会社員	1	(注)	当社の従業員
千田 伸也	宮城県栗原市	会社員	1	(注)	当社の従業員
清水 秀雄	東京都杉並区	会社員	1	(注)	当社の従業員
梅田 哲久	大阪府茨木市	会社員	1	(注)	当社の従業員
高橋 友里	宮城県仙台市青葉区	会社員	1	(注)	当社の従業員
吉田 裕幸	宮城県仙台市泉区	会社員	1	(注)	当社の従業員
松島 秀一	宮城県玉造郡岩出山町	会社員	1	(注)	当社の従業員
高橋 寿博	宮城県大崎市	会社員	1	(注)	当社の従業員
丹野 信一	宮城県黒川郡富谷町	会社員	1	(注)	当社の従業員
高橋 賢一	宮城県仙台市宮城野区	会社員	1	(注)	当社の従業員
沼田 智美	宮城県岩沼市	会社員	1	(注)	当社の従業員
大槻 聡	宮城県名取市	会社員	1	(注)	当社の従業員
佐藤 和敏	宮城県仙台市宮城野区	会社員	1	(注)	当社の従業員
佐藤 明香	福島県郡山市	会社員	1	(注)	当社の従業員
小針 兼一	福島県郡山市	会社員	1	(注)	当社の従業員
吉田 昌広	福島県郡山市	会社員	1	(注)	当社の従業員
牧野 敬一	茨城県龍ヶ崎市	会社員	1	(注)	当社の従業員
木村 直美	茨城県稲敷市	会社員	1	(注)	当社の従業員
山崎 秋夫	千葉県富里市	会社員	1	(注)	当社の従業員
安藤 敦子	埼玉県桶川市	会社員	1	(注)	当社の従業員
山田 陽介	茨城県日立市	会社員	1	(注)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
堀川 麻里子	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	1	(注)	当社の従業員
鈴木 智彦	神奈川県座間市	会社員	1	(注)	当社の従業員
桐越 幸治	埼玉県川口市	会社員	1	(注)	当社の従業員
野原 しのぶ	神奈川県秦野市	会社員	1	(注)	当社の従業員
荻野 謙	岐阜県可児市	会社員	1	(注)	当社の従業員
佐藤 誠	大阪府大阪市福島区	会社員	1	(注)	当社の従業員
佐藤 みどり	大阪府大阪市福島区	会社員	1	(注)	当社の従業員
藤井 智道	大阪府箕面市	会社員	1	(注)	当社の従業員
瀬瀬 一弘	大阪府摂津市	会社員	1	(注)	当社の従業員
朝日 智	大阪府大阪市東淀川区	会社員	1	(注)	当社の従業員
川端 裕一郎	大阪府大阪市東淀川区	会社員	1	(注)	当社の従業員
土生 和美	福岡県久留米市	会社員	1	(注)	当社の従業員
高橋 功	福岡県福岡市西区	会社員	1	(注)	当社の従業員
村上 美和	熊本県熊本市	会社員	1	(注)	当社の従業員
青木 秀樹	熊本県熊本市	会社員	1	(注)	当社の従業員
堀内 信好	宮城県名取市	会社員	1	(注)	当社の従業員
高橋 秋穂	宮城県仙台市太白区	会社員	1	(注)	当社の従業員
木村 光希	宮城県亶理郡亶理町	会社員	1	(注)	当社の従業員
大山 涼	埼玉県幸手市	会社員	1	(注)	当社の従業員
木村 崇	広島県東広島市	会社員	1	(注)	当社の従業員
松坂 幹也	宮城県黒川郡富谷町	会社員	1	(注)	当社の従業員
伊勢 仁一	千葉県旭市	会社員	1	(注)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
鮎田 陽介	大阪府守口市	会社員	1	(注)	当社の従業員
志村 俊一	東京都目黒区	会社員	1	(注)	当社の従業員
宮川 佳子	東京都調布市	会社員	1	(注)	当社の従業員
竹橋 知孝	東京都板橋区	会社員	1	(注)	当社の従業員
中山 章子	東京都世田谷区	会社員	1	(注)	当社の従業員
渡邊 啓	東京都台東区	会社員	1	(注)	当社の従業員

(注) 行使価額は、当社株式が、平成19年3月期を基準期とした株式会社ジャスダック証券取引所への株式上場に際して行う株式公開時の新規募集株式の発行価格と同額となっております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
ジャフコバイアウト2号投資事業有限責任組合 (注) 5	東京都千代田区丸の内1-8-2 株式会社ジャフコ内	12,538	55.86
小野 文明 (注) 1. 4. 5	神奈川県横浜市都筑区	3,680 (40)	16.39 (0.18)
日本マニユファクチャリング サービス社員持株会 (注) 5	東京都新宿区西新宿3-20-2	600	2.67
福本 英久 (注) 2. 5	東京都北区	600 (160)	2.67 (0.71)
長谷川 京司 (注) 5	東京都文京区	528	2.35
JAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership(Cayman)L.P. (常任代理人 野村信託銀行株 式会社) (注) 5	PO BOX 309GT UGLAND HOUSE SOUTH CHURCH STREET GEORGE TOWN GRAND CAYMAN CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区大手町2-2- 2)	522	2.33
アサヒプリテック株式会社 (注) 5	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町21	500	2.23
山田 文彌 (注) 5	愛知県一宮市	370 (100)	1.65 (0.45)
末廣 紀彦 (注) 2	神奈川県川崎市多摩区	205 (105)	0.91 (0.47)
株式会社三菱東京UFJ銀行 (注) 5	東京都千代田区丸の内2-7-1	200	0.89
株式会社三井住友銀行 (注) 5	東京都千代田区有楽町1-1-2	200	0.89
板谷 政幸 (注) 3	千葉県柏市	171 (93)	0.76 (0.41)
中村 亨	千葉県松戸市	140	0.62
佐藤 和幸 (注) 3	宮城県仙台市青葉区	136 (86)	0.61 (0.38)
定梶 由紀子 (注) 3. 4	神奈川県座間市	135 (35)	0.60 (0.16)
青天目 健 (注) 3	茨城県稲敷郡阿見町	90 (60)	0.40 (0.27)
商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲2-10-17	80	0.36
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	80	0.36
張 国梁 (注) 3. 4	中華人民共和国北京市	80 (30)	0.36 (0.13)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
萩原 明憲 (注) 3	岩手県一関市	76 (71)	0.34 (0.32)
株式会社コーポレート・アド バイザーズ・アカウンティング	東京都港区北青山1-2-7コ ウヅキキャピタルイースト5階	70	0.31
山田 光義 (注) 2	千葉県松戸市	62 (12)	0.28 (0.05)
利 紀元 (注) 3	神奈川県横浜市金沢区	61 (11)	0.27 (0.05)
土橋 紀隆 (注) 2	神奈川県厚木市	60 (10)	0.27 (0.04)
渡辺 憲彦 (注) 3	宮城県仙台市太白区	50 (35)	0.22 (0.16)
二瓶 和伸 (注) 3	宮城県仙台市泉区	50 (35)	0.22 (0.16)
遠藤 博幸 (注) 3	千葉県野田市	45 (35)	0.20 (0.16)
朝日火災海上保険株式会社	東京都千代田区神田美土代町7	40	0.18
藤田 雅志 (注) 3	東京都調布市	35 (25)	0.16 (0.11)
國分 清司	東京都調布市	30	0.13
平賀 庚司	東京都葛飾区	30	0.13
古内 真人 (注) 3	千葉県香取市	30 (30)	0.13 (0.13)
石嵯 信憲	東京都豊島区	25	0.11
伊藤 史紀 (注) 3	神奈川県厚木市	25 (25)	0.11 (0.11)
染矢 正 (注) 3	福岡県久留米市	25 (25)	0.11 (0.11)
古中 正昭	神奈川県鎌倉市	20	0.09
安東 雄一 (注) 3	岩手県一関市	20 (20)	0.09 (0.09)
石山 義隆 (注) 3	茨城県下妻市	20 (20)	0.09 (0.09)
加藤 隆之 (注) 3	神奈川県茅ヶ崎市	20 (20)	0.09 (0.09)
戸谷 英雄	神奈川県横浜市青葉区	20	0.09
山本 五月 (注) 3	神奈川県厚木市	17 (17)	0.08 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
組橋 克彦 (注) 3	東京都立川市	15 (15)	0.07 (0.07)
小野 雅弘 (注) 3	宮城県岩沼市	10 (10)	0.04 (0.04)
早乙女 正敦 (注) 3	埼玉県さいたま市南区	10 (10)	0.04 (0.04)
坂本 英樹 (注) 3	熊本県熊本市	10 (10)	0.04 (0.04)
松原 輝彦 (注) 3	神奈川県茅ヶ崎市	10 (10)	0.04 (0.04)
山下 篤司 (注) 3	愛知県名古屋市区	10 (10)	0.04 (0.04)
保土原 正志	宮城県大崎市	10	0.04
高井 浩路	神奈川県川崎市多摩区	10	0.04
大内 穰 (注) 3	宮城県仙台市太白区	8 (8)	0.04 (0.04)
清水 輝 (注) 3	宮城県白石市	7 (7)	0.03 (0.03)
所有株式数 6 株の株主13名		78 (78)	0.35 (0.35)
所有株式数 5 株の株主 7 名		35 (35)	0.16 (0.16)
所有株式数 4 株の株主21名		84 (84)	0.37 (0.37)
所有株式数 3 株の株主51名		153 (153)	0.68 (0.68)
所有株式数 2 株の株主18名		36 (36)	0.16 (0.16)
所有株式数 1 株の株主274名		274 (274)	1.22 (1.22)
計	—	22,446 (1,840)	100.0 (8.20)

- (注) 1 特別利害関係者等 当社の代表取締役社長
2 特別利害関係者等 当社の取締役及び監査役
3 当社の従業員
4 特別利害関係者等 当社の関係会社の役員
5 特別利害関係者等 大株主上位10名
6 () の内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
7 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 9 月20日

日本マニファクチャリングサービス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 浜村 和則 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原田 大輔 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び損失処理計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 9 月20日

日本マニファクチャリングサービス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 浜村 和則 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原田 大輔 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

